

BTMU

中国月報

第33号 (2008年10月)



CONTENTS

■ 特集

- ◆ 広東省における来料加工廠の法人化支援措置のメリットと留意点

■ 連載

- ◆ 「華南新拓展 ～ 華南における新しいビジネススキームを考える」
第13回：「保税物流園区活用編 ①」
／保税物流園区の概況とその一般的な活用スキーム」

■ 経済

- ◆ 中国の消費拡大への課題～都市部家計調査をもとに

■ 産業

- ◆ 国際的な企業間競争激化する中国の石油化学業界

■ 人民元レポート

- ◆ 中国市場に忍び寄る危機

■ スペシャリストの目

- ◆ 経営戦略：中国ビジネス再構築～事業戦略・計画の再策定（つづき）
- ◆ 税務会計：中国の会計・税務

■ MUFG中国ビジネス・ネットワーク



目次

■特集

- ◆ 広東省における来料加工廠の法人化支援措置のメリットと留意点
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 1

■連載

- ◆ 「華南新拓展 ～ 華南における新しいビジネススキームを考える」
第13回：「保税物流園区活用編 ①」
／保税物流園区の概況とその一般的な活用スキーム」
三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室 10

■経済

- ◆ 中国の消費拡大への課題～都市部家計調査をもとに
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 調査部 14

■産業

- ◆ 国際的な企業間競争激化する中国の石油化学業界
三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 19

■人民元レポート

- ◆ 中国市場に忍び寄る危機
三菱東京UFJ銀行（中国）市場業務部 30

■スペシャリストの目

- ◆ 経営戦略：中国ビジネス再構築～事業戦略・計画の再策定（つづき）
三菱UFJリサーチ&コンサルティング（上海）有限公司 34
- ◆ 税務会計：中国の会計・税務
プライスウォーターハウスクーパース中国 37

- MUFJ中国ビジネス・ネットワーク 40

エグゼクティブ・サマリー

特 集「**広東省における来料加工廠の法人化支援措置のメリットと留意点**」は、来料加工廠(工場)の外商投資企業への転換を促すものとして注目される、今年8月に広東省政府から発表された来料加工廠の法人形態への転換に関する操作指南について、メリットと留意点を纏めています。来料加工廠と同一場所で法人化する場合の主なメリットとして、設備・原材料の保税移転により加工貿易の中断が不要、短期間で手続きが終了、新たな土地・建物の確保、物理的移転が不要な為コストが安い等を挙げる一方、留意点として、転換後の外国側投資者と来料加工廠の外国側委託者は同一が望ましい、外商投資企業に対する登録資本、輸出比率等の高い条件が要求される可能性がある、外商投資企業転換後の適切な経営管理が必要等のポイントを指摘しています。

連 載「**華南新拓展 ～ 華南における新しいビジネススキームを考える**」第13回保税物流園区活用編 ①は、華南における物流園区の活用スキームについて検討しています。保税物流園区の一般的な活用メリットについて、区内への貨物搬入時点で輸出に関わる増値税還付請求が行える特長を活かし、国内製品を一旦海外へ輸出してから再輸入する取引を、輸出に代えて保税物流園区へ搬入することで、税コストや物流コストの低減を実現できる点を挙げる一方、華南においては隣接する香港との事実上の一体化から、このような税関特別管理下の保税地域の利用ニーズが強くなかったことを指摘し、今後の華南地区での保税物流園区のメリットを活かすためには、輸送距離の短縮化による輸送費の削減効果や輸送時間の短縮による在庫負担の低減効果について、香港と華南における保税物流園区との細かい比較・検討が必要としています。

経 済「**中国の消費拡大への課題～都市部家計調査をもとに**」は、中国都市部の家計調査(2002年から2006年)をもとに社会消費品小売総額の約7割を占める都市部の消費の実態を検証し、消費拡大の課題について考察しています。都市世帯の消費の特徴を、支出サイドと収入サイドから、所得階層別に検証した上で、消費の本格的な拡大には、都市世帯の約半数を占めるいわゆる中間所得層の消費を刺激する政策が効果的であるとし、具体的に、中長期的には住宅や教育を含めた広義の社会保障制度の拡充が、短期的には必需品価格の安定化を通じたインフレ抑制が重要であり、雇用の維持を通じた安定的な賃金収入の確保が基本になると指摘しています。

産 業「**国際的な企業間競争激化する中国の石油化学業界**」は、中国市場を巡り国内外の企業間競争が激しさを増しつつある中国の石油化学業界の現状と見通しについて纏めています。中国では、経済成長に伴って石油化学の基礎原料や合成樹脂の需要が急増し、国内供給では賅い切れずに需要の約4割を輸入に依存しているが、企業単位で見れば中国国内メーカーの生産能力拡大に伴う国内自給率の上昇や海外メーカーからの輸出圧力の強まりなどを背景に競争が激化しており、コスト上昇分の価格へのフル転嫁が難しくなりつつある。今後も、中長期的に中国経済の拡大が予想されるなか、基礎原料や合成樹脂に対する需要の拡大が見込まれるが、国内外の石油化学メーカーを巡る競争は一段の激化が予想され、「生産面のコスト競争力の強化」と「準汎用品・ニッチ品のウエイト拡大」が企業業績の明暗を分ける重要なポイントになると指摘しています。

人民元レポート「**中国市場に忍び寄る危機**」は、9月15日に人民銀行がリーマン・ブラザーズ証券の経営破綻を受けて直ちに金利引き下げを行った理由について考察しています。輸出鈍化などによる経済成長の減速、株式市場の急落、住宅価格の下落等、最近の中国の国内景気動向が変化中、その後の人民元対米ドル相場がドル高元安の推移にあり、斯かる相場動向が今後続いた場合、当局の市場介入による米ドル売り・人民元買い圧力が増し、人民元の流動性が引き締まることになり、その結果資金調達に困難になれば、一段と景気の低迷に拍車がかかる恐れがあることから、当局は早目の金利引き下げという政策に踏み切ったとしています。

スペシャリストの目

経営戦略「**中国ビジネス再構築～事業戦略・計画の再策定(つづき)**」は、中国ビジネス再構築の際の情報収集・分析のポイント(8月号)に続き、事業戦略・計画の再策定の際の留意点を視点・手法を中心に纏めています。環境悪化時の戦略再策定は、基本的に日本企業が90年代に経験した「集中と選択」と同様であるとした上で、将来を計測するバリュエーションを明確にし、中国の動きが早いことを意識して環境の変化を動的に捉え、大胆な戦略オプションを設定し、最後は如何に真剣に取り組むかという本気力が必要と指摘しています。

税務会計「**中国の会計・税務**」は、会計、税務について日系企業から受ける質問のうち実的なテーマを取り上げQ&A形式で解説しています。今回は、①新労働法に基づき支給率が拡大された経済補償金の引当の会計上の取扱い、②先般公布された国家税務総局の通知に基づく、親子会社間のサービス提供に関する企業所得税の処理、についてです。



広東省における来料加工廠の法人化支援措置のメリットと留意点

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
国際事業本部海外アドバイザー事業部
顧問 池上隆介

今年8月、広東省の11部門から共同で、来料加工廠から外商投資企業への転換を支援する措置が発表された。その文書は、「来料加工企業の元の場所で生産を停止せずに転換することに関する操作指南」という（注1）。この支援措置は、今後、多くの来料加工廠に外商投資企業への転換を促すものと注目される。今回は、そのメリットと留意点について述べてみたい。

支援措置の制定の背景

2006年11月以降、多数の輸出品が加工貿易禁止類・制限類商品に指定され、多くの加工貿易企業が影響を受けているが、特に広東省の来料加工廠が大きな影響を被っている。広東省の加工貿易額は中国全体の約4割を占める（注2）が、これを担っているのが4万8千の加工貿易企業（外商投資企業を含む）で、そのうち1万9千が来料加工廠と言われている。広東省の来料加工廠とは、外国企業と広東省内の政府系企業（注3）との来料加工契約によって設立された法人格を持たない工場のこと、その運営は外国側が行うという奇妙な形態をいう。

来料加工廠は法人格を持たないため、加工を手がけている原材料または製品が加工貿易禁止類商品に指定されてしまうと、事業の継続ができず、閉鎖を余儀なくされる。制限類商品に指定された場合は、事業の継続は可能だが、次の契約から税関への保証金支払が必要となり、外国側の資金負担が増えることになる（注4）。こうしたリスクを回避するには、外商投資企業に転換し、製品の国内販売や原材料の国内調達ができるようにする必要がある。

他にも、来料加工廠には次のようなリスクがある。

①中国の法令に違反した場合、外国側に法的責任が及ぶリスクがある。

来料加工廠は、法人格はないものの、登記は行っており、従業員雇用や工場賃借の契約当事者となるなど実態を持っている（注5）。登記上の責任者には、通常、来料加工契約の相手である地元政府傘下の企業から紹介された人物が就くが、その仕事は主に地元政府との連絡・調整で、工場の管理には実質的な責任を負っていない。その一方、中国では労働や環境などの面の法整備が年々進んでおり、行政による取り締まりも厳しくなっている。こうした中で、来料加工廠が労働争議や労働災害、あるいは環境汚染事故を引き起こした場合、来料加工廠自身では法的責任を果たすことができず、勢い外国側が法的責任を追及される可能性がある。

②日本でタックスヘイブン対策税制に基づいて課税されるリスクがある。

来料加工の契約者が香港に設立した子会社である場合、香港の子会社に留保した未処分利益が日本のタックスヘイブン対策税制によって日本で課税される可能性がある。香港の子会社を卸売業として登記した場合、親会社など関連会社以外との仕入・販売取引が50%を超えていないと、タックスヘイブン対策税制の除外要件である非関連者基準をクリアせず、課税対象となる。また、製造業として登記した場合は、香港で製造を行っていないと同じく所在地国基準をクリアせず、やはり課税対象となる。実際に課税された（または課税の指摘を受けた）例は、2005年頃から目立って増えている。特に、来料加工を行うことのみを目的として香港子会社を

設立した場合には、注意を要する。

③中国で企業所得税のみなし課税を受けるリスクがある。

中国では、今年から新しい「企業所得税法」が施行されているが、これに伴って来料加工廠への企業所得税の課税が強化される可能性がある。その法的根拠は、「企業所得税査定徴収弁法（試行）」である（注6）。これは、帳簿を設置していない企業などに対して、税務局が課税所得を査定するもので、収入か費用支出のどちらかが明らかな場合には、それらに一定の「課税所得率」（製造業は5～15%）を掛けた額を課税所得とみなすというものである。これまで来料加工廠は、優遇政策もあって企業所得税を課税されていない企業が少なくなかったが、今後は課税される可能性が高い。そうなれば、外国側がその税を負担せざるを得なくなる。

以上のようなリスクを回避する方法としても、外商投資企業への転換が考えられる。広東省では、こうした企業のニーズを受けて、国の加工貿易に対する「形態を転換しレベルアップを図る）政策を実行しつつ、企業に留まってもらうために、支援措置を打ち出したものである。

支援措置の概要

広東省の「操作指南」で述べられている支援措置の要点は、次のとおりである。

- ①同じ登記住所で来料加工廠から外商投資企業に転換する場合、6ヵ月以内に、対外経済貿易部門での来料加工契約の終了と外商投資企業の設立認可の手続き、及び工商行政管理局での来料加工廠の登記抹消と外商投資企業の設立登記の手続きを行えばよい。
- ②来料加工廠で使用していた設備などは、外商投資企業の登録資本として現物出資してよい。
- ③外商投資企業として税関に登録した後、3ヵ月以内に、来料加工廠の設備の処理と来料加工廠の抹消まで完了することを許可する。その間は、外商投資企業と元の来料加工廠が同時に輸出入業務を行ってよい。来料加工廠が免税で輸入した無償貸与設備と保税で輸入した原材料・部品は、外商投資企業に直接移転してよく、その場合、設備に対する税関の監督管理期間（5年）は通算する。
- ④企業転換後に基本的状況に大きな変化がない場合、税関は来料加工廠の企業分類管理類別（AA類～D類）の承継を許可し、対外経済貿易部門は加工貿易生産能力証明の証明を許可する。
- ⑤来料加工廠の環境保護、消防、生産能力証明などの証明書は、有効期間内に簡便な手続きで変更することを許可する。来料加工廠で消防、建築の合格証書（注7）を取得していた場合、転換後の外商投資企業の経営範囲、生産規模、生産工程、工場建物構造などに変更がなければ、新たに取得しなくてよい。転換後の外商投資企業の経営範囲、生産規模、工場建物構造などに変更がないことの証明書も、簡便な手続きで発行する。
- ⑥各級の外経貿、税関、工商、外貨管理、税務、財政、検閲検疫、環境保護、消防、労働などの部門は、効率的で便利なサービスを提供しなければならない。

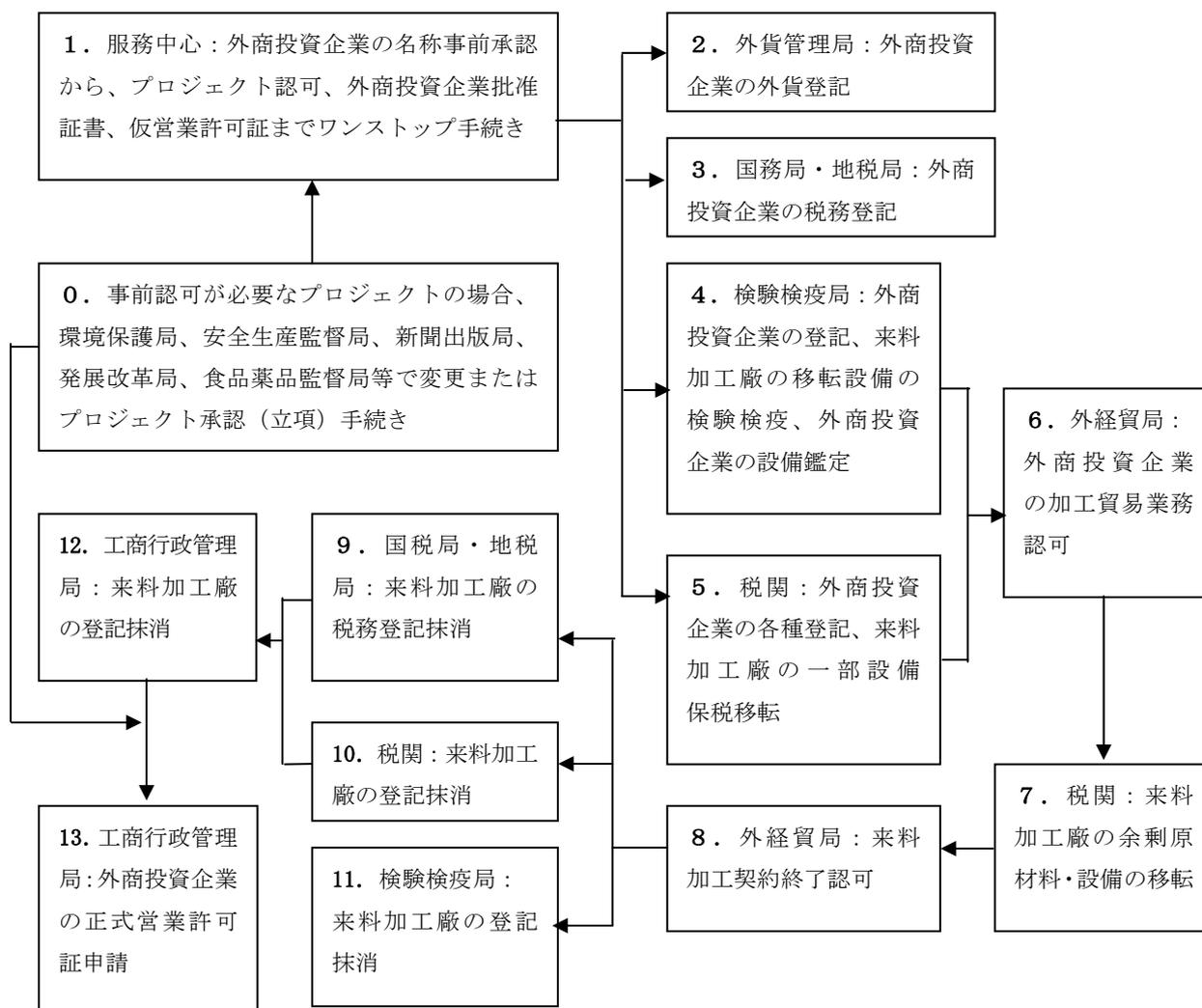
以上のように、この「操作指南」はガイドラインを示したもので、具体的な措置については各級の関係部門が制定し、対外的に公布し、かつ外経貿部門が冊子にまとめることとされている。ただし、東莞市では、広東省の「操作指南」より1ヵ月余り早く具体的な措置と手続きが発表されている（注8）。広東省政府は、東莞市での同一場所で生産を停止せずに転換する試みを先行させ、来年から省内の全ての地区で実施するとしており（注9）、その内容がモデルになるものと思われる。以下に、東莞市の具体的な転換の手続きを見ながら、主な支援の内容とメリットを整理してみたい。

東莞市における転換の手続きとメリット

東莞市では、昨年時点で来料加工廠が外商投資企業に転換する際に支援することを説明していた。しかし、その内容は主に税関の利便措置で、手続きも具体的に示されていなかった(注10)そのため、外商投資企業への転換はほとんど進んでおらず、東莞市の来料加工廠7300余りのうち今年7月までに実際に転換したのはわずか47企業にすぎないと言われている(注11)。こうした状況を受けて、今年6月に思い切った支援措置が打ち出された。

その文書の添付資料に、来料加工廠から外商投資企業への転換の手続きの流れ(下図)とそれぞれの申請資料などの条件が示されている。この中の主なものを説明する。

東莞市における来料加工廠から外商投資企業への転換の手続きの流れ



(出所)「東莞市の来料加工企業の元の場所で生産を停止せず三資企業に転換することの関係業務を適切に行うことに関する通知」の添付資料。

1) 外商投資企業設立時の事前認可(上記図0.)

まず服務中心(東莞市加工貿易企業轉型促進服務中心)で外商投資企業の設立手続きを行う。プロジェクトによってはその前に関係部門から認可を得ておくことを求められるが、ほとんどが

来料加工廠の認可文書の変更だけでよい。

環境汚染プロジェクト（メッキ、漂白・染色、製革、配線板、水洗浄、プリント、セメント等）の場合、市環境保護局に来料加工廠から外商投資企業への類型変更申請を行い、変更同意文書（原文は「“変更”批文」）を取得する。これは、企業の生産場所、内容、工程、設備、汚染物質排出状況などが変わらないことを前提に交付される。もし別の場所に外商投資企業を設立すると、新たに環境影響評価手続きを行わなければならない、これに数ヵ月、場合によっては1年以上の時間がかかるが、変更手続きは2週間程度で済む。

危険化学品生産プロジェクトの場合も、市安全生産監督局に変更申請を行い、同意文書（原文は「“同意変更弁理”意見」）を取得する。「安全生産許可証」は外商投資企業の設立後に変更申請を行う。この手続きも2週間程度で、別の場所に外商投資企業を設立して申請する場合に3ヵ月程度かかるのに比べ、時間がかからない。

食品・薬品生産プロジェクトの場合は、省食品薬品監督管理局に登録の変更と「衛生許可証」（食品の場合）、「薬品生産許可証」の変更の申請を行うが、これも2週間程度である。別の場所に外商投資企業を設立して申請した場合には、数ヵ月かかる。

「外商投資産業指導目録」の制限類プロジェクトまたは特別な規定で規制されるプロジェクトの場合は、市發展改革局にプロジェクト申請報告を行う。本来、制限類プロジェクトは、広東省の規定で総投資額が5千万米ドル未満のものは省發展改革委員会が審査・認可を行うとされている（注12）が、東莞市の支援措置に関する通知では市發展改革局が行うとされている。従って、省發展改革委員会の審査・認可よりも時間がかからず、条件も緩やかと思われる。

ただし、印刷物を生産するプロジェクトについては、新設企業と同じく、省新聞出版局と省対外貿易経済合作庁から「外商投資印刷企業」の認可を取得する必要がある。規定では、業務日で最大70日を要する（注13）。

2) 検閲検疫局での手続き（上記図4.）

検閲検疫局では、外商投資企業として登記をし、来料加工廠として免税で輸入した外国側の無償貸与設備を外商投資企業に移転するための手続きを行う。1つは税関の監督管理期間解除後に引き続き使用するための「検閲検疫証明」の取得であり、もう1つは外商投資企業の資産として輸入する場合（即ち、外商投資企業が購入または外国側が現物出資する場合）の財産鑑定である。前者は、税関の監督管理期間（5年）の満了前または満了後に解除し、引き続き国内で使用する場合に必要とされる（注14）。後者は、外商投資企業が自らの資産として設備を輸入する場合に必要とされている（注15）。東莞検閲検疫局では、これらの所要期間について、登記は2日以内、「検閲検疫証書」の交付は5日以内、輸入設備鑑定は10日以内（いずれも業務日ベース）と、通常の半分の期間で処理するとしている（注16）。

3) 税関での手続き（上記図5.）

税関では、①外商投資企業としての登録、②設備免税移転登記、③加工貿易契約登記、④来料加工廠から外商投資企業への一部設備の保税移転手続き、の4つを行う。このうち①では、各種資料とともに外商投資企業の定款と「企業転型報告」を提出するが、これらの中に「新設の外商投資企業は元の来料加工企業の全ての法律責任を承継し、かつ、税関が要求する新設の外商投資企業の名義で元の来料加工企業の法律責任を承継することを書面で承諾する」旨を記載することが必要とされている。

④は、外商投資企業として加工貿易を継続する建前から、来料加工廠が免税で輸入した外国側の無償貸与設備の一部を保税のまま移転するものである。これには、外国側の無償貸与の形式

を変えずに外商投資企業に移転する設備と、外商投資企業の資産（即ち、外商投資企業が外国側から購入または外国側が外商投資企業に現物出資）として移転する設備が含まれる。前者は外商投資企業の加工貿易輸出額が年間売上の70%以上であること、後者は外商投資企業が奨励類プロジェクトとして免税が適用されることが条件である（注17）。両者とも、「深加工結転」（「転廠」ともいう）の手続きに従って行う。なお、設備移転手続きは、来料加工の生産契約（一定期間の生産数量・金額を定めたもの）の消し込み（原文は「核銷」）が完了していない状態でも可能とされている（注18）。

この支援措置の最大のメリットが、設備を保税で移転できることである。来料加工廠の設備は、通常の場合は、下表のように、無償貸与の形式を変えずに保税で移転することはできない。また、外商投資企業の資産として保税で移転することは税関の個別判断によるが、実際には来料加工廠の主管税関と外商投資企業の主管税関の間で保税移転手続きについての見解が異なり、そのため往々にして移転できない。たとえ保税移転が認められたとしても、生産契約の消し込みが完了していることが条件とされる。

通常の場合の無償貸与設備の処理についての規定（注19）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">a. 税関監督管理の期限前解除を行い、かつ設備を国内に留める場合は、関税・増値税を追納。b. 税関監督管理期間が終了した場合は、原則として国外へ返送する。この場合は免税。c. 税関監督管理期間が終了した設備を国内で使用する場合は、品目により「輸入許可証」または「輸入自動許可証」の取得が必要。この場合も免税。d. 税関監督管理の期限前解除を行い、または監督管理期間が終了して、引き続き国内で使用する場合は、一律に「検験検疫証明」の取得が必要。ただし、輸入時に取得した場合は不要。e. 税関監督管理期間終了後に、元の企業で引き続き加工貿易に使用する場合は、「輸入許可証」または「輸入自動許可証」及び「検験検疫証明」は免除。 |
|--|

4) 外経貿局での加工貿易業務認可手続き（上記図6.）

外商投資企業として改めて加工貿易業務認可手続きを行うものだが、その申請には「加工貿易生産能力証明」の提出が必要であり（先に設備の一部を移転したのはこれを取得するため）、また外商投資企業として生産契約を締結していることも必要である。

この認可も、大きなメリットとなりそうである。それは、来料加工廠が加工貿易制限類商品の加工を行っていた場合、外商投資企業に転換した後も、引き続き制限類商品の加工貿易が認可されるということである。2007年7月の商務部・税関総署2007年第44号公告によって、1800余りの輸出品が加工貿易制限類商品に追加され、新たにそれらの加工貿易業務認可を得ることはできなくなった（注20）。ただし、この公告が出る前から制限類商品の加工を行っていた対外貿易権を持たない企業については、2007年10月までに商務部門に届出登記を行えばよいとされ、その後の商務部通知では、対外貿易経営企業に転換するかどうかを選択し、選択しない場合には引き続き制限類商品の加工を受託することができ、選択する場合には規定の期間内に転換すれば新設企業とみなさず、制限類商品の加工貿易を認める、とされた（注21）。これはまさに来料加工廠のことを言っているが、その後も来料加工廠の法人化はほとんど進展せず、また「規定の期間」については別に定めるとされているが、未だに明らかにされていない。こうしたことから、今回の支援措置によって来料加工廠から外商投資企業に転換する場合には、特別に認められるものと思われる。この点は、東莞市の通知でも広東省の「操作指南」でも述べられていないが、東莞市加工貿易企業転型促進服務中心にヒアリングしたところでは、東莞市の支援措置に関する通知により、外商投資企業として税関に登録してから来料加工廠の登記を抹消するまでの3ヵ月（延長

可)が「規定の期間」であり、その間に手続きを完了すれば引き続き制限類商品の加工貿易を行うことが可能、ということである。ただ、地区によって扱いが異なる可能性がある点、注意されたい。

5) 税関での残余設備・原材料の移転手続き (上記図7.)

これは、外商投資企業が加工貿易を承継した後、残りの設備と余った原材料を保税のまま移転するものである。加工貿易を中断しない(生産を停止しない)ために、こうした方法が採られる。原材料を保税で移転できることも、この支援措置のメリットである。別の場所に外商投資企業を設立した場合には、原材料の保税移転は認められない(注22)。

以上が主な手続きだが、来料加工廠の同一場所での外商投資企業への転換のメリットをまとめると、①設備・原材料の保税移転が認められることから、加工貿易の中断がないこと、②関係部門の支援の下に行うことから、手続きが比較的スムーズに進むと見られ、短期間(最大でも6ヵ月)で終了すること、③新たに土地・建物を確保したり、物理的に移転したりする必要がないことから、コストが安く上がること、があげられる。

転換にあたっての留意点

ただし、来料加工廠から外商投資企業に転換する場合には、次のような点に留意しておくべきである。

① 来料加工廠の外国側委託者と外商投資企業の外国側投資者が異なると、手続きに支障をきたす可能性がある。

東莞市の鳳崗鎮対外経済弁公室では、両者は同一であることが望ましいとしており(注23)、また広東省の「操作指南」の後に発表された深セン市の支援措置でも、「来料加工廠から同一の投資者が経営する外商投資法人企業への転換を奨励、支援する」と述べられている(注24)。必ずしも両者が同一であることが支援措置を享受できる条件とはされていないが、異なる場合には、関係部門に事情を理解してもらう必要があり、それに時間がかかる可能性がある。

② 外商投資企業の設立認可時に、商務部門が登録資本、輸出比率などで高い条件を求める可能性がある。

広東省では、伝統的に政府が外商投資企業に対して高い輸出比率を要求しており、中国政府がWTOに加盟時に輸出要求の撤廃を承諾したにもかかわらず、現在もこの傾向は変わっていない。また、登録資本についても、地区毎に独自の最低額を設けている。従って、外商投資企業の設立申請時には、商務部門などから定款の記載内容を押し付けられることがないように注意し、場合によっては交渉で自社の意向を通すようにすべきである。

なお、登録資本については、広東省の「操作指南」で来料加工廠の設備を現物出資することを許可するとされており、これによって登録資本を大きくすることができる。ただし、設備を保税のまま移転するには、上記のように、外商投資企業が輸入免税の対象となる奨励類プロジェクトでなければならない。そうでなければ、設備をいったん香港などに持ち出してから、再輸出するほかない。この方法で現物出資することは可能だが、別に輸送費と輸入税が発生する。

③ 各部門での申請資料に遺漏やミスがあると時間がかかる。

上記の東莞市の転換手続きは、別の場所に外商投資企業を設立する場合に比べれば、簡便なものだが、それでも各部門に実に多くの様々な資料を提出しなければならない。(紙幅の関係で、

申請資料の説明は省略したが、東莞市の通知の添付資料に具体的に記されているので、原文をご参照いただきたい。) それらの資料を遅滞なく、かつ遺漏やミスなく申請することが、早期に手続きを完了するために必要である。転換に当たっては、事前に各部門に申請資料とその内容を確認することが望ましい。

④来料加工廠の余剰資金は、国外への銀行送金も外商投資企業への振替もできない。

長年、来料加工廠を運営していると、中国での設備・備品や材料の購入などのために送った資金が余ってくる。その資金は、通常、加工賃の決済を行う商務代理会社の外貨口座に送金し、その後、来料加工廠の人民元口座に振り替えられるため、残った資金が外国側委託者のものであることを証明することができない。現在の中国の外為規制では、こうして溜まった人民元を外貨に両替することができず、従って国外に送金することも、新たに設立した外商投資企業の登録資本として振り替えることもできない。

この問題を解決するには、その人民元で物品を購入し、それを外商投資企業に譲渡するという方法が有効である。無償譲渡であれば、課税も発生しない。

⑤来料加工廠の土地・建物を外商投資企業に譲渡する場合は、無償でも「土地譲渡金」や「契稅」がかかる。

来料加工廠の中には、自ら土地所有権、建物の所有権を持っている企業が少なくない。これを外商投資企業に移転するには、まず来料加工廠として登記を行う必要があり、その後外商投資企業に譲渡する手続きを採る(注25)。なお、無償譲渡であっても、「契稅」(土地・建物評価額の3~5%)、「土地譲渡金」(東莞市では30元/平米)が課せられる(注26)。

⑥従業員との労働契約は、解除・再締結を要しない。

来料加工廠から外商投資企業に組織形態が変更しても、従業員との労働契約をいったん解除し、新たに締結する必要はない。これは、「労働契約法」の規定による(注27)。従って、経済補償金の支払いも不要である。ただ、企業名称が変わるため、労働契約の名義は変更しなければならない。

⑦外商投資企業に転換した後は、経営管理者を派遣すべきである。

外商投資企業に転換すれば、もはやただの工場ではなくなる。独立法人として、中国の法律に従って経営を行う必要がある。来料加工廠に比べ、政府部門との関係が格段に増え、自ら各部門に報告や届出を行い、納税も行わなければならない。中国内の取引先や消費者とも、直接に関わらなければならない。

外商投資企業として経営管理を行うためには、それなりの人材を派遣することを考えるべきである。来料加工廠のときのように、鎮や村の政府から紹介された名目だけの工場長では到底覚束ない。適切な経営管理を行うことこそが、転換後の外商投資企業の成功のカギである。

(注1) 『「来料加工企業の元の場所で生産を停止せずに転換することに関する操作指南」に関する通知』(広東省対外貿易経済合作庁、省公安厅、省財政庁、省労働保障庁、省国家税務局、省地方税務局、省環境保護局、省工商行政管理庁、広東出入境検査検疫局、税関総署広東分署、国家外貨管理局広東省分局、粵外経貿加字[2008]7号、2008年8月5日発布・実施)。原文は、広東省対外貿易経済合作庁のHPに掲載。

<http://www.gddoftec.gov.cn/ggl/index.asp?dt=522>

(注2) 中国税関統計によれば、広東省の加工貿易額の中国全体に占めるシェアは、加工貿易規制が発動された2006年以降、急速に低下している。

	2006年	2007年	2008年1～7月
全国	8,319億米ドル	9,861億米ドル	6,071億米ドル
広東省	3,641億米ドル	4,034億米ドル	2,363億米ドル
広東省／全国	43.8%	40.9%	38.9%

統計は商務部のHPに掲載。<http://zhs.mofcom.gov.cn/tongji.shtml>

- (注 3) 一般に、各鎮や村の政府傘下にある「発展公司」などと輸出入事務と加工賃決済を担当する「商務代理公司」が契約当事者となる。
- (注 4) 来料加工の受託者は上記の政府系企業だが、それらは名義だけで、事業には関与しないため、保証金を負担するのは外国側となる。なお、保証金が返還された場合も、中国の現在の外為規制では国外に送金することはできないと見られ、これもリスクとしてあげられる。
- (注 5) 来料加工廠として土地所有権、建物所有権を持っている例も少なくない。
- (注 6) 「国家税務総局の『企業所得税査定徴収弁法（試行）』の印刷・発布に関する通知」（国税発〔2008年〕30号、2008年3月6日発布、同年1月1日施行）。
- (注 7) 消防の合格証書は「建築工程消防設計審査確認意見書」、建築の合格証書は「建築工程検収意見書」のこと。
- (注 8) 「東莞市の来料加工企業の元の場所で生産を停止せず三資企業に転換することの関係業務を適切に行うことに関する通知」（東莞市對外貿易經濟合作局、黃埔税関弁公室、市工商行政管理局、市環境保護局、市安全生産監督管理局、市公安消防局、東外経貿〔2008〕40号、2008年6月23日発布・実施）原文は、東莞市對外貿易經濟合作局のHPに掲載。
http://dgboftec.gov.cn/call_board/detail.asp?ID=667
- (注 9) 「加工貿易の昇級、省が東莞での先行を指定」（2008年8月20日、南都網のウェブサイトに掲載）。http://epaper.nddaily.com/I/html/2008-08/20/content_549586.htm
- (注 10) 例えば、昨年9月に発表された「東莞市外経貿局の加工貿易制限類目録（44号広告）」に関する政策宣説明資料では、税関の利便措置として、①来料加工廠と外商投資企業の新旧税関登録コードの3ヵ月間の同時使用を許可、②転換手続きに時間がかかる場合、旧登録コードの使用延長を許可、③来料加工廠の税関企業管理類別を外商投資企業に継続適用、④来料加工廠への通関利便措置を外商投資企業に継続適用、⑤外商投資企業の「加工貿易登記手冊」初回申請時の保証金徴収を免除、⑥来料加工廠での保税輸入余剰材料の外商投資企業への移転を許可、⑦密輸の疑いのある来料加工廠も法的責任を承継する前提で転換を許可、⑧転換にかかる税関手続きを優先処理のほか、外商投資企業が奨励類プロジェクトの場合、設備の免税輸入を適用することが述べられているが、外国側の無償貸与設備のままで移転できるかどうかについては述べられていない。なお、同資料は東莞市外商投資諮詢服務中心のHPに掲載。
<http://www.dgfsc.com/asp-bin/BIG5/?page=8&class=49&id=319>
- (注 11) (注 9) に同じ。なお、ほかに内資の民営企業に転換したのが44企業あるという。
- (注 12) 「広東省發展改革委員會の外商投資プロジェクト認可暫定施行管理弁法」（2006年1月1日施行）。
- (注 13) 「外商投資印刷企業設立暫定施行規定」（新聞出版総署・對外貿易經濟合作部令第16号、2002年1月29日公布・施行）、「商務部の省級商務部門への外商投資印刷企業の審査・確認、管理の委託に関する通知」（商資函〔2005〕91号、2006年1月22日発布、同年3月31日実施）
- (注 14) 「税関総署、對外貿易經濟合作部、国家品質監督檢驗檢疫総局の加工貿易項目下で外商が提供する価格を付けない輸入設備の税関監督管理解除の関係問題を更に明確にすることに関する通知」（署法発〔2001〕420号、2001年11月6日発布、2002年1月1日施行）この規定は、「機電製品輸入管理弁法」（商務部・税関総署・国家品質監督檢驗檢疫

- 総局令 2008 年第 7 号、2008 年 4 月 7 日公布、同年 5 月 1 日施行) により廃止されたが、東莞税関の説明(「来料企業の元の場所での転型の関係問題まとめ」(東莞税関の HP に掲載。<http://huangpu.customs.gov.cn/publish/portal114/tab8194/module26159/info124531.htm>) では、この規定は有効とされている。
- (注 15) 「外商投資財産鑑定管理弁法」(国家輸出入商品検驗局・財政部、1994 年 3 月 18 日公布、同年 5 月 1 日施行)。
- (注 16) 「検驗検疫局が 3 つの措置、来料加工企業の元の場所での転型を促進」(2008 年 8 月 28 日、南方日報のウェブサイトに掲載)。
http://news.southcn.com/dishi/dongguan/jingji/content/2008-08/28/content_4571624.htm
- (注 17) 上記(注 14)記載の東莞税関の説明による。なお、無償貸与設備の免税輸入の根拠法令は、「対外貿易経済合作部、税関総署の加工貿易輸入設備の関係問題に関する通知」([1998] 外経貿政発第 383 号、1998 年 7 月 1 日発布・実施)。
- (注 18) 上記(注 14)記載の東莞税関の説明。
- (注 19) 上記(注 14)の通知、及び「税関総署、対外貿易経済合作部、国家品質監督検驗検疫総局の“価格を付けない設備”の監督管理解除問題に関する緊急通知」(署法傳 [2002] 1 号、発布日不明、1998 年 1 月 1 日実施)、「税関総署、対外貿易経済合作部、国家品質監督検驗検疫総局の加工貿易項目下で外商が提供する価格を付けない設備の税関監督管理解除の関係問題に関する通知」(署法発 [2002] 348 号、2002 年 12 月 3 日発布・実施)。
- (注 20) 「商務部、税関総署公告 2007 年第 44 号(「加工貿易制限類商品目録」公布)」(2007 年 7 月 23 日公布、同年 8 月 23 日実施)。
- (注 21) 「商務部弁公庁の加工企業の届出登記業務を適切に行うことに関する通知」(商産字 [2007] 85 号、2007 年 9 月 4 日発布・実施)
- (注 22) 「加工貿易の端材、余剰材、不良品、副産品及び被害保税貨物に関する管理弁法」(税関総署令第 111 号、2004 年 5 月 25 日公布、同年 7 月 1 日施行)。その第 5 条で、余剰原材料の移転は、「同一の経営単位、同一の加工工場、同お湯の輸入原材料、同一の加工貿易方式に限る。」と規定されている。
- (注 23) 「加工貿易転型昇級支援措置関係問題解答」(鳳崗鎮政府 HP に掲載)。
<http://www.fenggang.gov.cn/fgwj/bszn/200809/17797.html>
- (注 24) 「深セン市人民政府弁公庁の深セン市来料加工企業の元の場所で生産を停止せずに外商投資企業に転換することに関する操作意見」(深府弁 [2008] 91 号、2008 年 8 月 28 日発布・実施)。原文は、深セン市人民政府 HP に掲載。
http://www.sz.gov.cn/zwgk/zfgb/618/200809/t20080927_434189.htm
- (注 25) 「中華人民共和國物権法」(国家主席令第 62 号、2007 年 3 月 16 日公布、同年 10 月 1 日施行) 第 9 条に、「不動産物権の設定、変更、譲渡及び消滅は、法による登記を経て効力を生じる。登記を経ていないものは、効力を生じない。」と定められている。
- (注 26) 上記(注 23)に同じ。
- (注 27) 「労働契約法」第 33 条に、「雇用単位の名称、法定代表者、主要責任者または投資者等の事項の変更は、労働契約の履行に影響を及ぼさない。」と規定されている。

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際事業本部 海外アドバイザー事業部

住 所：東京都千代田区大手町 1-1-1 三菱東京UFJ銀行 国際業務部気付

E-Mail：r-ikegami@murc.jp

TEL：03-5252-4019



「華南新拓展 ～ 華南における新しいビジネススキームを考える」

第13回：「保税物流園區活用編 ①」

／保税物流園區の概況とその一般的な活用スキーム」

三菱東京 UFJ 銀行
香港支店 業務開発室
支店長代理 江上 昌宏

本連載では「華南新拓展」と題して、広東省を中心とした“華南における新しいビジネススキーム”を考えています。今回から、数回にわたり、華南の保税物流園區の活用方法について考えていきたいと思います。

1. 保税物流園區とは

保税物流園區とは、保税物流機能の強化を目的として、保税区の計画面積内または保税区に隣接した地区で、特定の港湾地区に設置された“区港連動型”の税関特別監督管理下にある保税地域のことを指します。各地方政府が保税物流園區を設置する際には、国务院の認可が必要ですが、2004年7月に認可を受けた外高橋を嚆矢として、現在、設立認可を受けた物流園區は全国で10カ所となっています。このうち、現在稼動している物流園區は、外高橋、青島、寧波、大連、張家港、厦門、深圳（塩田）、天津の8カ所となっており、残りの福州と広州の2カ所で開業に向けた準備が進んでいます。

前回まで本レポートで述べてきた保税区と、保税物流園區の主な違いについては、以下の点が挙げられます。

(1) 区内設立企業の業務内容について

まず、保税区や保税物流園區内に設立する企業の行える業務に違いがあります。保税区の場合、加工、卸売、物流・倉庫といった業務を行う企業の設立が認められていますが、保税物流園區の場合、基本的には、物流・倉庫業務を行う企業の進出が想定されていると考えられます。保税物流園區内に設立した企業は、卸売業務を手掛けることはできますが、実質的な加工業務等を行えないことになっています。

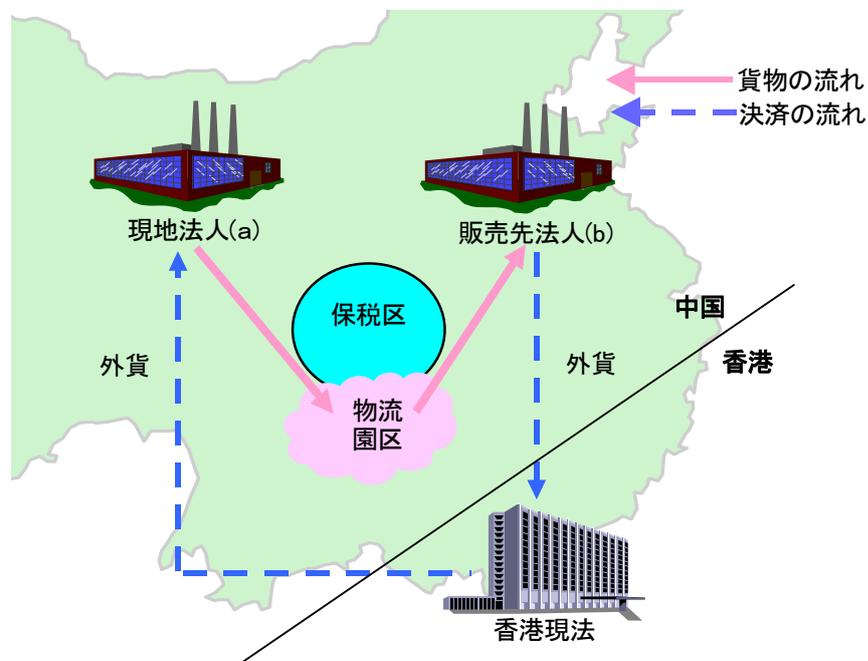
(2) 税関上と外貨管理上の取扱いについて

次に、中国国内からこれらの保税地域へ貨物を搬入した際の手続きにも違いがあります。保税物流園區では、物流・倉庫業務を行う物流業者に貨物の輸送や保管を委託すれば、一般企業は同区内に必ずしも拠点を構える必要はないため、貨物の動きと資金の動きが一致しないケースが大半です。このため、スキームに少々分かり難い点があるかもしれませんが、以下に述べる税関上と外貨管理上の違いについては、香港の日系企業の皆様が保税物流園區を活用している典型的なスキームである「中国現地法人(a)で生産した製品を保税物流園區に搬入(輸出)→搬出(再

輸入)のうえ、中国内で販売先法人(b)向けに販売するパターン」を示した図表をご参照頂き、貨物の動きと決済スキームを分けながら見ていきたいと思ひます。

税関上の取扱いについては、保税區の場合、国内貨物を同區に搬出した時点では輸出通関手続きが行われず、港から離れるまで、外国貨物として取扱われなないため、輸出に関わる増値税還付に必要な「退税単」(税金還付書)を税関から入手できません。この結果、同區に搬出した貨物を海外に輸出せず、直接中国に再輸入しようとした場合、中国現地法人(a)は、仕入増値税額の還付請求ができないことになり、コストアップに繋がってしまひます。これに対し、保税物流園區の場合、国内貨物を同區に搬出した時点で、税関上輸出と認められ、中国現地法人(a)は、輸出増値税の還付に必要な「退税単」を税関から入手可能となり、増値税の還付手続きを行うことが出来ることになりまひます。なお、商流上は、物流園區に搬入した貨物の所有権については、中国現地法人(a)から、海外企業(ここでは香港現法)に移転することが可能で、海外企業はその貨物を、物流園區から搬出、国内の販売先法人(b)に再輸出・販売する形となっけていまひます。

図表：[保税物流園區] 中国内企業と海外会社間の貨物の動きと外貨決済取引のイメージ



(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行香港支店業務開発室作成

一方、外貨管理上の取扱いについては、保税區と物流園區の間での大きな違いはなくなっけていまひます。この背景には、2007年8月に発表された「保税監督管理区域外貨管理弁法」を補足した「保税監督管理区域外貨管理弁法操作規定」(匯総発【2007】166号)に基づき、保税區と物流園區などの保税監督管理区域における外貨管理手法が統一されたことがありまひます。従前は、保税區の場合、国内貨物を同區に搬出し、再輸入する場合、再輸入時の輸入報関單上の起運地が中国となるため、海外から貨物が輸入された証明にならず、販売先法人(b)から海外(この場合、香港)への外貨送金を認めないとする外貨管理局もありまひました。ただし、現在、保税區も物流園區でも、「同操作規定」第15条第3項によれば、①保税區監督管理区域内で倉庫保管を委託する物流会社の外貨登記証のコピー、②契約書、③インボイス、④海外企業(ここでは香港現法)と物流

会社間の倉庫協議書ならびに物流会社発行の貨物所有権証明書、⑤中国現地法人 (a) の輸出貨物報関単の正本 (物流園区の場合) または入境貨物備案の正本 (保税区の場合) といった送金必要書類を銀行に提出することで海外送金ができることが言及されています。⑤の報関単等については、海外企業にとって、中国現地法人 (a) からの仕入価格が明らかになってしまうため、販売先法人 (b) に提出するのは難しい判断になりますが、この通達発表以降、「金額を塗り潰した報関単コピー等」の提出で対応するケースが多くみられるようになっています。

2. 保税物流園区の華南地区での一般的な活用メリットを考える

(1) 保税物流園区の中国全土での一般的な活用メリット

こうした保税物流園区の一般的な活用メリットを考えてみると、先述の通り、同区に貨物を搬入した時点で輸出とみなされ、輸出に関わる増値税の還付請求が行えるという点が大きいと言えます。これにより、企業にとっては、税負担だけでなく、輸送費等の物流コスト負担の低減を実現できるケースも考えられます。物流園区が設置される以前は、中国内へ再輸入する必要がある貨物については、企業が増値税の還付や販売先への商権を有する海外企業を商流に組み込むといった目的で、中国内で生産した貨物を一旦、香港や日本等に輸出するケースもみられていました。また、以前は、華南地区以外の華東地区などでは、2008年3月号でも述べました通り、中国の工場間で貨物を直送する転廠取引において、海外企業との外貨送金が認められないケースや、同取引を国内取引とみなして増値税が課税されるケースなどが多くみられました。最近では、華南地区以外でも原則増値税が課されない形での転廠取引を実現できるケースが増えてきましたが、以前は、転廠取引を回避する目的で、貨物を一旦輸出していたケースが少なくなかったと言えるでしょう。この場合、中国の輸出通関地から香港や日本等への (場合によっては往復の) 貨物輸送コスト負担が発生していたことになり、物流園区を先述のスキームで活用すれば、輸送距離の短縮化による輸送費の削減に加え、輸送時間の短縮による在庫負担の低減に繋がることも考えられるわけです。

(2) 保税物流園区の華南地区での一般的な活用メリット

翻って、華南地区で保税物流園区を活用した場合の一般的なメリットを考えてみたいと思います。華南地区には、現在稼働を開始している「深圳 (塩田) 保税物流園区」と現在開業準備中の広州保税区近辺の「広州保税物流園区」があります。華東地区及びその以北には、蘇州工業園区内の「保税物流中心 (注)」に加え、保税物流園区が多数存在していますが、華南地区には、こうした税関特別監督管理下にある保税地域は多くありません。これは、転廠取引を初めとして、広東省と、同省に隣接する税関上の海外地域扱いの香港を中心とした華南地区自体が、加工貿易制度による保税取引の発達による利便性の高さ等を受け、「事実上の一体化」が進んでおり、企業にとっては、利便性の高い香港を活用出来てきたこともあって、こうした税関特別管理下の保税地域を活用したいというニーズが強くなかったことがあると考えられます。このように考えてみると、保税物流園区の華南地区での活用メリットを現出させるためには、香港と華南の保税物流園区を比較したうえで、先述した「輸送距離の短縮化による輸送費の削減効果」や、「輸送時間の短

縮による在庫負担の低減効果」について細かく検討していく必要があります。

(注)「保税物流中心」とは、「保税物流園区」が港湾に隣接するのに対し、内陸の工業園区や輸出加工区等に隣接した税関特別監督管理下にある保税地域のことを指します。「保税物流中心」は、「A型」と「B型」が存在しますが、「A型」は物流中心と倉庫等の施設運営主体も一つの企業体が担う形態で、「B型」は物流中心の運営主体と、リースされた倉庫等の施設運営主体に分かれる形態となっています。蘇州等の通常の物流中心は「B型」で、その機能については、保税物流園区と比べ大きな差はみられません。

今回は、保税物流園区活用編②として、香港と華南における保税物流園区の機能を比較しつつ、具体的な活用スキームについて考えていきたいと思えます。

以上

文章中の記載事項は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう宜しくお願い申し上げます。その他専門的知識に係る部分については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。

(本稿は香港の週刊紙香港ポスト 2008年9月26日号掲載内容を改訂したレポートです)

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所：8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：Masahiro_Egami@hk.mufg.jp

TEL：852-2823-6991 FAX：852-2823-6744



中国の消費拡大への課題～都市部家計調査をもとに

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部 研究員 野田麻里子

1. 消費主導の経済成長への要請強まる

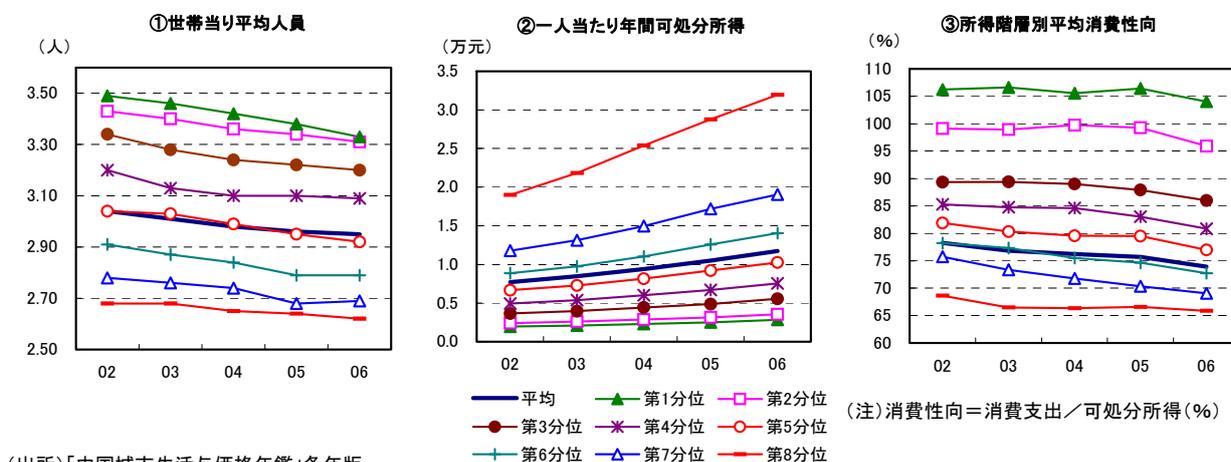
中国ではかねてより投資・輸出主導の成長パターンから投資と輸出に加えて消費も牽引役となる経済成長への移行が大きな政策課題となっている。また、足元、米国をはじめとする先進国景気減速の影響から輸出が鈍化傾向にあり、これを補完する成長の原動力として改めて消費に注目が集まっている。そこで本稿では中国都市部の家計調査(「中国城市生活与価格調査年鑑」)の2002年から2006年までの5年間の統計をもとに社会消費品小売総額の約7割を占める都市部の消費の実態を検証し、消費拡大のための課題について考えてみた。

まず家計調査の概要とそこに現れた都市世帯の特徴について見てみよう。2007年版家計調査(「中国城市生活与価格調査年鑑(収録データは2006年)」)の対象世帯数は約56,000世帯、延べ17万人が対象となっている。これは中国の全都市世帯数および人口の0.03%に相当する。調査対象は所得水準によって以下の8つのグループに分類されている。

	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位	第6分位	第7分位	第8分位
中国語版の表記	困窮世帯	最低収入世帯	低収入世帯	中等下位収入世帯	中等収入世帯	中等上位収入世帯	高収入世帯	最高収入世帯
世帯比率	5%	10%	10%	20%	20%	20%	10%	10%

まず都市部の世帯人員を見ると、所得階層に関係なく総じて減少傾向にある。平均世帯人員は2002年の3.04人から2006年には2.95人と3人を割る水準にまで縮小しており、夫婦だけの世帯、あるいは単身世帯が増加していることが示唆されている(図表1-①)。また、都市部の所得格差(第8分位/第1分位)は2002年の9.7倍から2006年には11.3倍に拡大している(図表1-②)。一方、消費性向(消費支出/可処分所得)は総じて低下傾向にあるうえ、所得水準が高いほど消費性向が低い(図表1-③)、所得階層別の消費支出額の格差は所得格差に比べて小さくなっている。

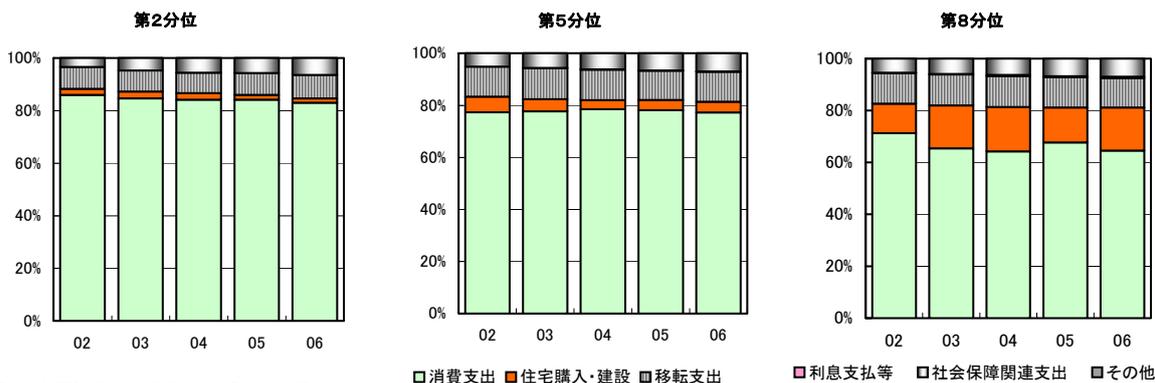
図表1. 所得階層別の都市世帯の特徴



2. 支出サイドから見た都市世帯の特徴

所得水準の上昇とともに消費性向が低下する要因を確認するために都市世帯の消費支出を含めた総支出の所得階層別内訳を見てみた。これを見ると所得水準が高い世帯ほど「住宅購入・建設支出」や子女教育費用などの「移転支出」、そして「社会保障関連支出」の割合が拡大していることがわかる。いずれも現状ではこれらの財・サービスの供給水準が不十分と見られており、都市住民は所得水準が上昇すると消費ではなく、住宅・教育・社会保障関連の支出を増やす傾向があることがうかがわれる（図表2）。

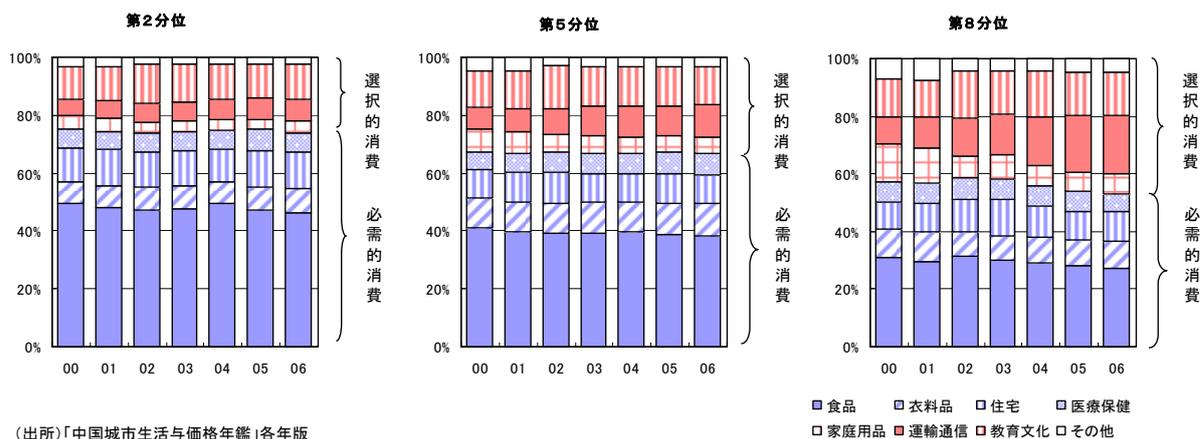
図表2. 所得階層別総支出内訳の推移



(出所)「中国城市生活与価格年鑑」各年版

次に総支出のうちの消費支出に注目し、所得階層別の内訳を見ると、所得階層によってかなり様相が異なることがわかる。食品、衣料品、住宅、医療・保険を「必需的消費」、それ以外の家庭用品、運輸通信、教育文化等を「選択的消費」とした場合、第5分位までは2006年時点でも依然として「必需的消費」が消費全体の7割近くを占めている。これに対して第8分位になると「必需的消費」と「選択的消費」がほぼ半々という状況になっている（図表3）。

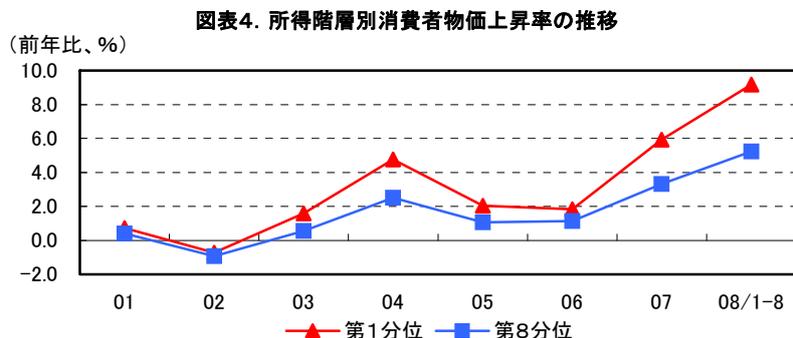
図表3. 所得階層別の消費支出の内訳



(出所)「中国城市生活与価格年鑑」各年版

こうした消費の中身の違いは昨年来の食品価格の高騰を主因とするインフレの影響が実は所得階層によってかなり差異がある可能性を示唆している。実際、所得階層別に費目ウェイトを算出し、これを使って各階層の消費パターンを反映した体感ベースに近い消費者物価上昇率を推計してみると、食品の支出ウェイトが5割近い第1分位層の今年1~8月期の消費者物価上昇率は前年比9.2%と10%近くに達していた（次頁図表4）。同じ期間の都市部の平均消費者物価上昇率は7.0%にとどまっており、第1分位層と平均世帯とのインフレ体感格差は2%強あったことになる。

一方で消費に占める食品のウェイトが3割を下回る第8分位層にとって同じ期間の体感ベースの消費者物価上昇率は前年比 5.2%にとどまっており、その分インフレの影響は限界的なものにとどまっていたと考えられる。



(注)2007年及び2008年1-8月期については2006年の費目別ウェイトで試算。
(出所)「中国城市生活与価格年鑑」各年版、CEIC

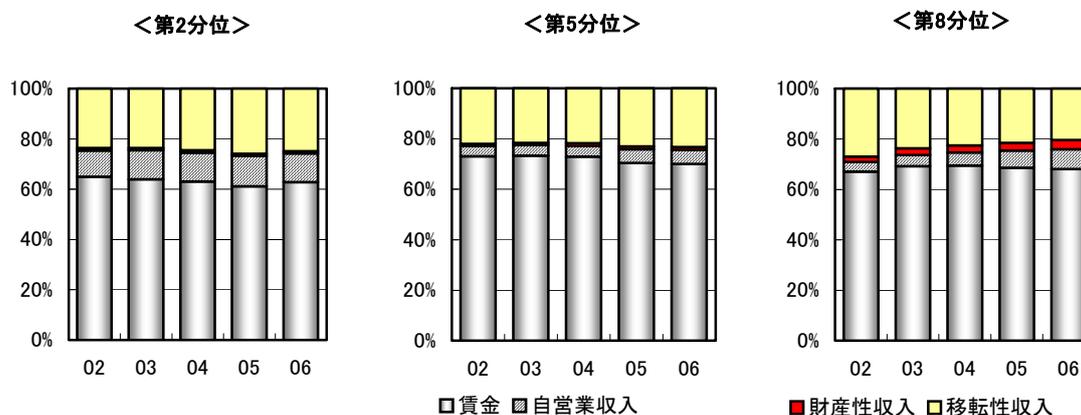
3. 収入サイドから見た都市世帯の特徴

次に消費の原資となる収入サイドの特徴について検証してみた。家計調査の収入データは大きく以下の項目から構成されている。

家計総受取	
I	実収入
	(可処分所得=実収入-税・社会保障負担等)
	1 賃金
	2 自営業収入
	3 財産性収入(利息、配当、家賃収入など)
	4 移転性収入(年金受取、生活保護など)
II	資産売却収入
III	金融受取(貯金引出、証券売却、住宅借入など)

まず所得階層別の実収入の内訳を見ると、第1分位から第3分位の世帯では賃金の割合が7割を下回る一方で自営業収入が1割前後と他の所得階層に比べて大きな割合を占めていることが注目される。一方、第7分位と第8分位のいわゆる高所得層も賃金の割合が7割を下回っており、自営業収入と利息や配当などの財産性収入の割合が拡大傾向にある。これに対して第4分位から第6分位のいわゆる中間所得層では実収入の7割が相対的に安定していると見られる賃金で占められている。後述するように、これらの中間所得層が都市世帯の約半分を占めており、これらの層が安定した収入を得ていることが消費の安定にも寄与していると考えられる(図表5)。

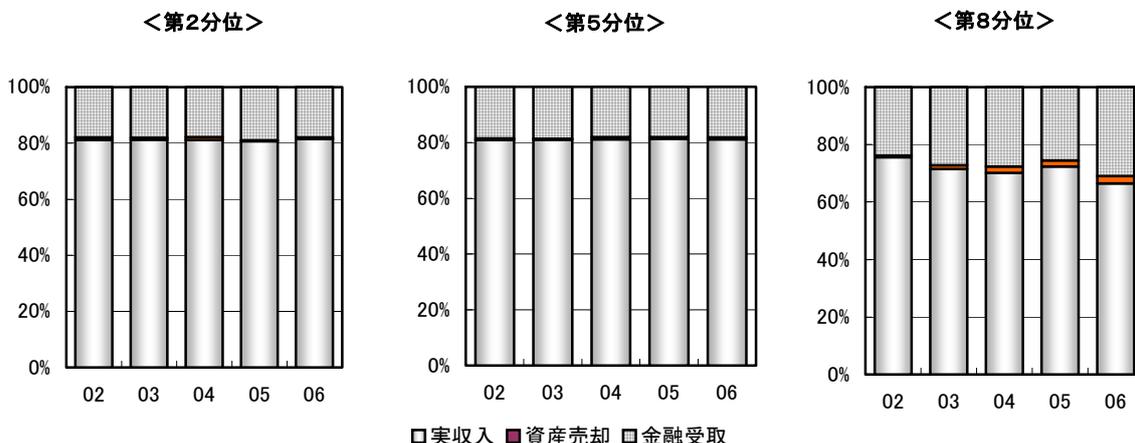
図表5. 所得階層別実収入内訳の推移



(出所)「中国城市生活与価格年鑑」各年版

ところで家計が手にする消費原資は賃金を中心とする実収入だけではない。資産売却や貯金の引出し、借入、保有有価証券の売却といった金融受取もある。実収入とこれらの資金を合算したものを家計の総受取と定義し、所得階層別の内訳の推移を見たものが図表6である。これを見ると、第8分位以外の階層では賃金を主体とする実収入が総受取の8割前後を占めているが、第8分位については実収入の割合が7割を下回る一方で金融受取が3割を上回っていることがわかる。

図表6. 所得階層別総受取の内訳の推移

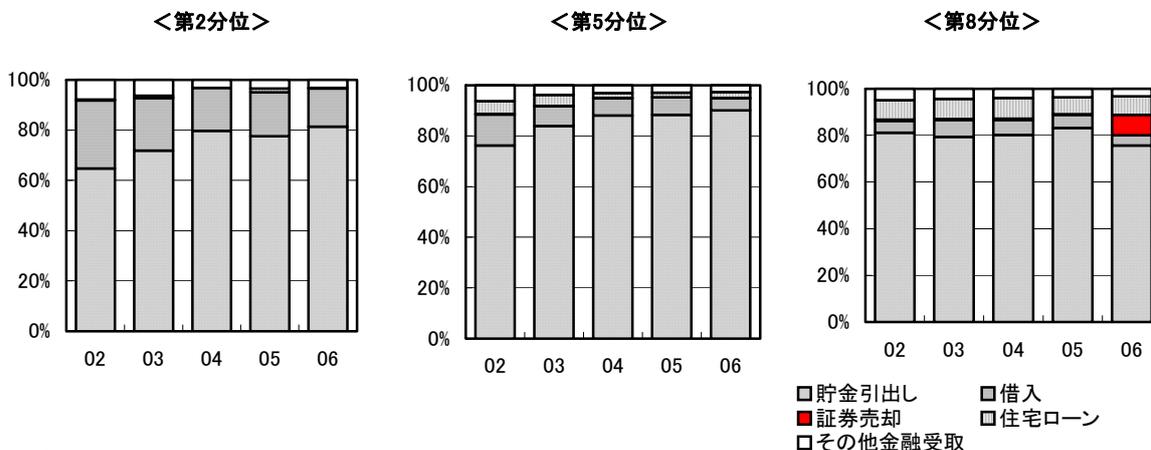


(出所)「中国城市生活与価格年鑑」各年版

そこでさらに金融受取の中身について所得階層別に見たのが図表7である。これを見ると、第8分位以外の世帯では最近では金融受取の8割超が貯金の引出しであることがわかる。第8分位についても2005年までは貯金の引出しが金融受取のほぼ8割を占めていたが、2006年には証券売却により多額の資金を手にしたことから証券売却の割合が一挙に9%に拡大している。

ちなみに多額の証券売却収入を得た第8分位世帯については2006年に消費性向の低下幅が他の所得階層に比べて小幅にとどまっていることが観察される(前掲図表1-③)。第8分位層の消費性向がすでに他の所得階層に比べてかなり低い水準にあるため、下げ余地が少ないことも一因とみられるが、キャピタルゲインの実現が消費性向下げ止まりに影響している可能性も考えられる。実際、例えば、乗用車の販売台数と株価の間には一定の関係があると指摘されており、2006年から始まった株価の上昇が第8分位世帯に一定の資産効果をもたらした可能性があると考えられる。

図表7. 所得階層別金融受取の内訳の推移

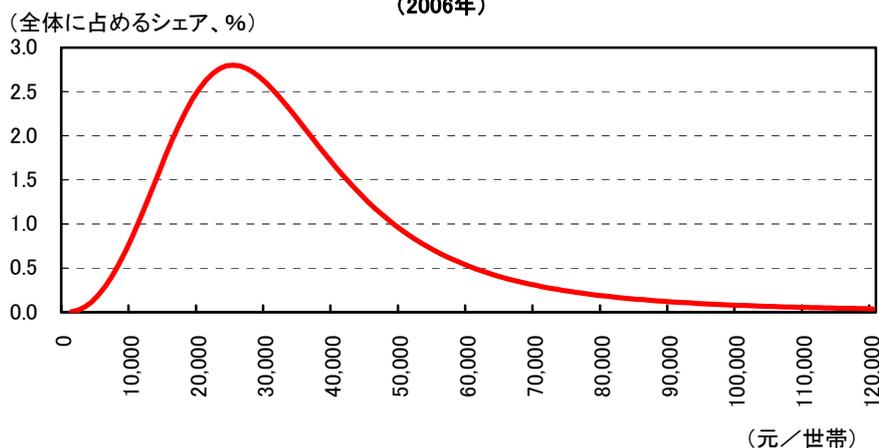


(出所)「中国城市生活与価格年鑑」各年版

4. 消費拡大のための課題

ところで先行研究¹⁾にならって 2006 年の都市部の所得分布を推計してみると、世帯当り可処分所得 2 万元から 4 万元の層に都市の約 2 億世帯の 5 割、約 1 億世帯が含まれるとの結果を得た(図表 8)。これらの世帯は本稿の所得階層でいえばほぼ第 4 分位から第 6 分位に当る(第 4 分位:一人当たり可処分所得 7,554 元×世帯人員 3.09 人=23,342 元;第 6 分位:14,049 元×2.79 人=39,197 元)。消費の本格的な拡大にはこれらの層の消費を刺激する政策がより効果的といえるだろう。

図表 8. 都市部の可処分所得分布の推計結果
(2006年)



(出所) 先行研究に基づく三菱UFJリサーチ&コンサルティング調査部推計

ちなみにこれらの所得階層の支出の特徴は住宅購入意欲は高いものの、まだ住宅投資には手が出にくい状況の中で、社会保障関連支出に加えて教育関連支出を拡大させている状況と見られる(前掲図表 2)。一方で消費支出の内訳を見ると、必需的消費が 7 割弱を占めており(同図表 3)、食品をはじめとする必需品のインフレの影響を比較的受けやすい層であることがうかがわれる。他方、収入サイドを見ると、賃金を中心とする実収入が家計の総受取の 7 割を占めており(同図表 6)、証券売却収入など高所得層の消費性向を押し上げる要因になった可能性のある所得は 2006 年時点ではほとんど得ていない(同図表 7)。

以上を踏まえれば、中期的にはかねてより指摘されているように住宅や教育を含めた広義の社会保障制度の拡充が消費性向の上昇をもたらし、都市住民の消費拡大につながると考えられる。一方、短期的には必需品価格の安定化を通じたインフレの抑制が重要だろう。また収入面からは株価テコ入れによるキャピタルゲインの実現機会の拡大が消費の拡大を後押しする可能性は高いものの、都市世帯の中核をなすこれら中間所得層については雇用の維持を通じた安定的な賃金収入の確保が基本になると考える。

¹⁾ 百本和弘著「中国都市部の省別所得分布の推計と耐久消費財保有状況」JETRO 中国経済 2006 年 10 月号。
百本和弘、江田真由美著「中国における新富裕層の成長とマーケティング戦略」JETRO 中国経済 2007 年 1 月号。

(執筆者のご連絡先) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング
E-mail : mariko.noda@murc.jp ホームページ : <http://www.murc.jp>



国際的な企業間競争激化する中国の石油化学業界

三菱東京UFJ銀行
企業調査部 香港駐在
シニアアナリスト 王 浩

中国では経済成長に伴って石油化学製品の需要が2桁ピッチで急増している。旺盛な需要を背景に中国国内の石油化学メーカーの設備投資が活発化しているほか、中国向け輸出を手掛ける諸外国の石油化学メーカーも生産能力増強に乗り出しており、中国市場を巡る企業間の競争は厳しさを増しつつある。そこで本稿では、中国の石油化学業界の現状について整理するとともに、今後の見通しについて簡潔にまとめた。

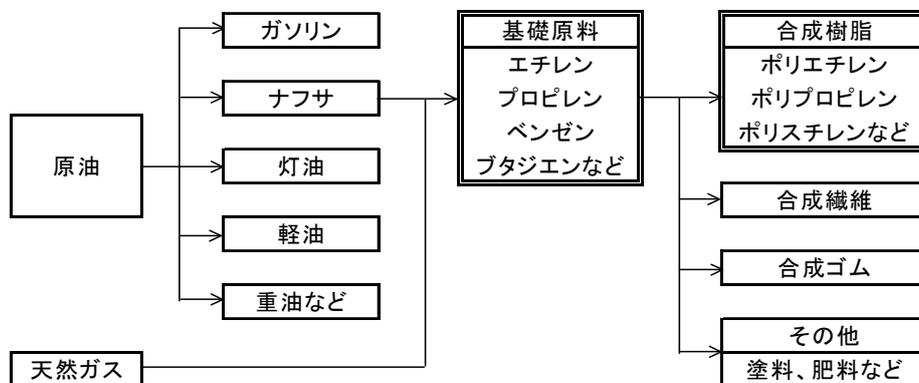
1. 現状

(1) 市場動向

①急ピッチで拡大する需要～国内自給率が高まるも輸入依存度は依然4割と高い

石油化学には、ナフサや天然ガスを原料とするエチレン等の基礎原料の製造から合成樹脂、合成繊維、合成ゴム、その他塗料や肥料などの製造まで幅広い分野が含まれるが（図表1）、本稿では基礎原料と合成樹脂を中心に触れていく。

図表1：石油化学の製造の流れ



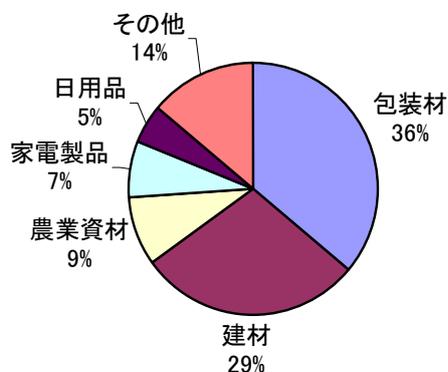
合成樹脂の用途は、ゴミ袋やポリバケツ等の一般家庭向けから各種包装材、家電製品や自動車の部材等の産業向けまで多岐に渡る。その需要動向は経済成長率と概ね連動し、中国では2桁ピッチで消費量が拡大している。

中国における合成樹脂の主な用途は、包装フィルムや発泡スチロール等の包装材（構成比36%）、下水管等の建材（同29%）、ビニールハウス等の農業資材（同9%）、家電製品（同7%）、ゴミ袋等の日用品（5%）などとなっている（図表2）。

中国では、世界の工場としての位置付けが高まるにつれ包装材の需要が急増。また、国内のインフラ整備の進展に伴って下水管やビニールハウス等の敷設が進んだほか、家電製品や日用品の生産拡大など、多くの分野で合成樹脂に対する需要が増加したことから、合成樹脂全体の国内消費量は、2000年以降、平均年率+13.4%で拡大し、2007年には5,295万トンに達した（図表3）。

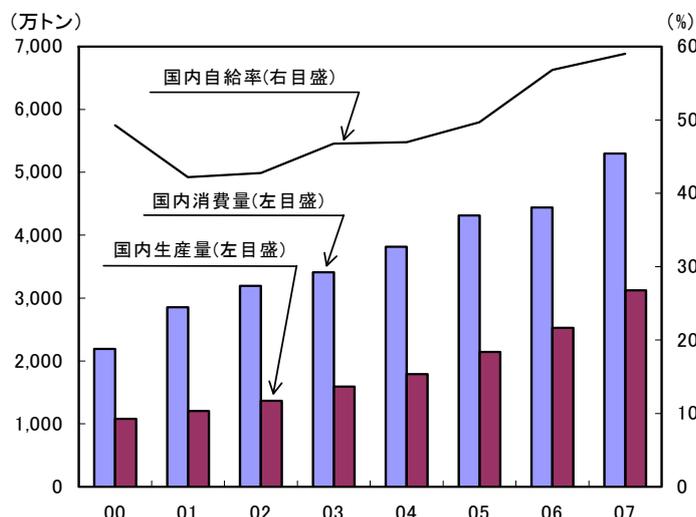
このうち 2 大基礎原料（エチレン、プロピレン）から作られる合成樹脂の国内消費量は、3,322 万トンで、世界全体（18,334 万トン）の 18.1%を占め、米国（3,785 万トン）に次ぐ世界第 2 位の消費国となっている。

図表 2：中国における合成樹脂の主な用途



(資料)中国塑料加工工業協会「中国塑料工業年鑑」をもとに企業調査部(香港)作成

図表 3：中国の合成樹脂の国内消費量
国内生産量、国内自給率



(資料)中国塑料加工工業協会「中国塑料工業年鑑」およびCEIC Data Co.,Ltd.をもとに企業調査部(香港)作成

この間、石油化学メーカーの設備投資も活発に行われ、合成樹脂の国内生産量は需要の伸びを上回る平均年率+16.4%のピッチで増加した（図表 3）。その結果、国内自給率は緩やかに上昇しているが（同図表）、直近でも生産量は 3,124 万トンにとどまり、依然として需要の 41%を輸入品に依存している。

②輸入相手先は韓国、台湾、日本がトップ 3～高まる中東のシェア

輸入相手先は、アジア各国を中心としつつも中東や北米まで幅広い。これらの国や地域では、濃淡はあれ、いずれも国内需要を上回る生産能力を抱えており、中国向けの輸出によって設備稼働率を支えている側面が強い。

合成樹脂全体の国内消費量の 7 割を占める 5 大合成樹脂（ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ABS 樹脂）の輸入量の国別シェアをみると（図表 4）、トップ 5 は韓国（22.1%）、台湾（20.6%）、日本（9.5%）、サウジアラビア（7.7%）、シンガポール（7.3%）となっている。

これらの国・地域は、(a)輸出量が国内消費量を上回る「輸出主体型」（サウジアラビア、シンガポール）、(b)輸出量が国内消費量の半分から同じ程度までの「国内販売・輸出折衷型」（韓国）、(c)輸出量が国内消費量の半分以下にとどまる「国内販売主体型」（台湾、日本）に分類できようが、いずれも中国向けの輸出によって設備稼働率を支えている状況に変わりはなく（図表 5）、国内自給率の高まりに伴って中国の合成樹脂輸入量が頭打ちとなるなかで（図表 4）、各国・地域間の販売競争が激しさを増しつつある。

そうしたなかで、高いコスト競争力を持つサウジアラビアがシェアを高めている点が注目される（図表 4）。中東諸国は、エチレンの原料として調達コストがナフサの数分の 1 とされる天然ガス（エタン）を使用するプラントを相次いで立ち上げ、中国向けを中心に海外への輸出に力を注ぎ始めている。

図表4：中国の5大合成樹脂の国別輸入量およびシェア

(単位: 万トン、%)

	2003年		2006年		増減	
	輸入量	シェア	輸入量	シェア	輸入量	シェア
韓国	271	21.9	270	22.1	▲ 2	0.2
台湾	250	20.2	252	20.6	2	0.4
日本	113	9.1	116	9.5	4	0.4
サウジアラビア	74	6.0	↗ 94	↗ 7.7	20	1.7
シンガポール	92	7.5	90	7.3	▲ 3	▲ 0.1
タイ	82	6.6	72	5.9	▲ 10	▲ 0.8
マレーシア	58	4.7	56	4.6	▲ 2	▲ 0.1
米国	43	3.4	51	4.2	9	0.8
インド	49	4.0	40	3.2	▲ 9	▲ 0.7
香港	25	2.0	31	2.5	6	0.5
その他	180	14.5	148	12.1	▲ 32	▲ 2.4
合計	1,237	100.0	1,220	100.0	▲ 17	0.0

(資料)重化学工業通信社「アジアの石油化学工業」をもとに企業調査部(香港)作成

図表5：主な国・地域の合成樹脂（エチレン系+プロピレン系）の需給バランス（2006年）
（プラスは生産超過＝輸出、マイナスは需要超過＝輸入）

(単位: 万トン)

	アジア						
	中国	日本	韓国	台湾	シンガポール	その他アジア	
合計	▲ 389.5	▲ 1,190.3	223.7	385.7	154.9	230.7	▲ 194.2
エチレン系合成樹脂	▲ 398.8	▲ 860.0	156.6	220.2	85.6	146.1	▲ 147.3
プロピレン系合成樹脂	9.3	▲ 330.3	67.1	165.5	69.3	84.6	▲ 46.9

	北米	西欧	中東	その他	世界合計
合計	709.5	▲ 128.6	773.3	▲ 472.9	491.8
エチレン系合成樹脂	501.6	▲ 151.3	754.4	▲ 387.4	318.5
プロピレン系合成樹脂	207.9	22.7	18.9	▲ 85.5	173.3

(注)エチレン、プロピレン換算ベース。

(資料)経済産業省「世界の石油化学製品の今後の需給動向について」をもとに企業調査部(香港)作成

③品目で異なる輸入依存度～汎用品は国産主体、準汎用品・ニッチ品は輸入主体

もっとも、全体では需要の4割を輸入品に依存しているとはいえ、合成樹脂の種類によって輸入品への依存度は大きく異なる。端的に言えば、製造工程が単純でユーザー毎の仕様調整も不要な汎用品ほど国内自給率が高く、エンジニアリング・プラスチック（エンブラ）と呼ばれるような製造工程が複雑でユーザー毎の仕様調整も必要となるニッチ品は、需要の多くを輸入品に依存している。

そもそも合成樹脂の生産にはエチレン等の基礎原料が必要となるが、基礎原料段階での輸入は極めて少ない。中国におけるエチレンとプロピレンの国内消費量と国内生産量は概ね同じペースで拡大し、国内自給率（2007年）はそれぞれ95.9%、92.2%に達している（図表6、図表7）。これは、気体であるエチレンやプロピレンを輸入すると輸送コストが割高となることなどを主因に基礎原料での輸入がほとんど行われず、合成樹脂の生産不足分については合成樹脂の形で輸入されていることを意味している。

図表 6 : 中国におけるエチレンの需給

(単位: 万トン、%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2000→2007 年平均伸び率
国内消費	479.1	488.5	544.7	609.6	635.7	723.0	865.9	1,099.7	12.6
前年比伸び率 (%)	9.3	2.0	11.5	11.9	4.3	13.7	19.8	27.0	
国内生産	470.2	482.1	537.2	608.1	631.2	720.1	867.0	1,054.4	12.2
前年比伸び率 (%)	8.1	2.5	11.4	13.2	3.8	14.1	20.4	21.6	
純輸入 + 在庫増減	8.9	6.4	7.5	1.5	4.5	2.9	▲ 1.1	45.3	
自給率 (%)	98.1	98.7	98.6	99.8	99.3	99.6	100.1	95.9	

(注)2007年は推定値。

(資料)経済産業省「世界の石油化学製品の今後の需給動向について」をもとに企業調査部(香港)作成

図表 7 : 中国におけるプロピレンの需給

(単位: 万トン、%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2000→2007 年平均伸び率
国内消費	343.0	472.7	555.5	609.9	636.0	750.9	859.2	936.2	15.4
前年比伸び率 (%)	24.1	37.8	17.5	9.8	4.3	18.1	14.4	9.0	
国内生産	328.0	449.8	525.7	587.3	614.7	732.9	827.2	863.6	14.8
前年比伸び率 (%)	22.9	37.1	16.9	11.7	4.7	19.2	12.9	4.4	
純輸入 + 在庫増減	15.0	22.9	29.8	22.6	21.3	18.0	32.0	72.6	
自給率 (%)	95.6	95.2	94.6	96.3	96.7	97.6	96.3	92.2	

(注)2007年は推定値。

(資料)経済産業省「世界の石油化学製品の今後の需給動向について」をもとに企業調査部(香港)作成

合成樹脂についてみると、汎用品からニッチ品まで多種多様な樹脂が存在するが(図表 8)、5大合成樹脂のなかでも特に汎用性が高く、プラスチック成型品や各種フィルムなどに多用されるポリエチレン、ポリプロピレンと、主に発泡スチロール等の包装材として使用され、準汎用品のなかでも重点的な生産能力増強が進められてきたポリスチレンは、需要が平均年率 9~13%で拡大するなかでも生産能力の拡大が着実に進み、国内自給率はそれぞれ 58.5%、69.5%、72.2%に達している(図表 9、図表 10、図表 11)。

図表 8 : 合成樹脂の分類イメージ

	汎用品(広義)		ニッチ品
	汎用品(狭義)	準汎用品	(エンジニアリング・プラスチック)
特徴	・製造工程が比較的単純 ・ユーザー毎の仕様調整が不要 ・需要量大きい	・製造工程がやや複雑 ・ユーザー毎の仕様調整が若干必要 ・需要量は相応に大きい	・製造工程が複雑 ・ユーザー毎の仕様調整が必須 ・需要量は比較的小さい
樹脂の事例	・ポリエチレン(PE) ・ポリプロピレン(PP)など	・ポリスチレン(PS) ・ポリ塩化ビニル(PVC) ・ABS樹脂など	・ポリカーボネート(PC) ・ポリアミド(PA) ・ポリアセタール(POM)など

図表 9 : 中国におけるポリエチレンの需給

(単位: 万トン、%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2000→2007 年平均伸び率
国内消費	571.0	728.4	798.6	875.4	898.9	995.8	1,035.5	1,078.5	9.5
前年比伸び率 (%)	14.2	27.6	9.6	9.6	2.7	10.8	4.0	4.2	
国内生産	274.7	324.2	352.2	407.2	419.9	475.5	550.3	631.0	12.6
前年比伸び率 (%)	13.9	18.0	8.6	15.6	3.1	13.2	15.7	14.7	
純輸入 + 在庫増減	296.3	404.2	446.4	468.2	479.0	520.3	485.2	447.5	
自給率 (%)	48.1	44.5	44.1	46.5	46.7	47.8	53.1	58.5	

(注)2007年は推定値。

(資料)経済産業省「世界の石油化学製品の今後の需給動向について」をもとに企業調査部(香港)作成

図表 10：中国におけるポリプロピレンの需給

(単位: 万トン、%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2000→2007 年平均伸び率
国内消費	422.4	474.1	600.2	694.4	752.5	802.1	865.1	997.9	13.1
前年比伸び率 (%)	18.8	12.2	26.6	15.7	8.4	6.6	7.9	15.4	
国内生産	259.4	281.0	364.6	421.8	462.5	502.0	573.2	694.0	15.1
前年比伸び率 (%)	23.9	8.3	29.8	15.7	9.6	8.5	14.2	21.1	
純輸入＋在庫増減	163.0	193.1	235.6	272.6	290.0	300.1	291.9	303.9	
自給率 (%)	61.4	59.3	60.7	60.7	61.5	62.6	66.3	69.5	

(注)2007年は推定値。

(資料)経済産業省「世界の石油化学製品の今後の需給動向について」をもとに企業調査部(香港)作成

図表 11：中国におけるポリスチレンの需給

(単位: 万トン、%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2000→2007 年平均伸び率
国内消費	200.6	234.0	247.8	254.2	265.5	347.8	386.0	425.1	11.3
前年比伸び率 (%)	18.5	16.7	5.9	2.6	4.4	31.0	11.0	10.1	
国内生産	72.8	100.5	104.2	117.5	130.5	225.0	270.0	306.9	22.8
前年比伸び率 (%)	72.1	38.0	3.7	12.8	11.1	72.4	20.0	13.7	
純輸入＋在庫増減	127.8	133.5	143.6	136.7	135.0	122.8	116.0	118.2	
自給率 (%)	36.3	42.9	42.1	46.2	49.2	64.7	69.9	72.2	

(注)2007年は推定値。

(資料)経済産業省「世界の石油化学製品の今後の需給動向について」をもとに企業調査部(香港)作成

5 大合成樹脂のうち、主に下水管等のパイプ類の原料として使用されるポリ塩化ビニルは、準汎用品に位置付けられるにも関わらず国内自給率が 96.9%と特に高いが(図表 12)、これには中国固有の事情がある。すなわち、中国では自国内で豊富に採れる石炭を原料とした製法(カーバイド製法)が広く普及し、コスト的にナフサを原料とする製法(エチレン製法)よりも割安にポリ塩化ビニルを生産できることから、輸入品が浸透しなかった。

なお、中国では、ポリ塩化ビニルの生産量全体のうち7割をカーバイド製法が占めるが、原油価格が高騰したここ1、2年、エチレン製法を手掛けるポリ塩化ビニルメーカーの収益性が悪化するとともに、カーバイド製法のシェアが一段と拡大した模様である。

図表 12：中国におけるポリ塩化ビニルの需給

(単位: 万トン、%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2000→2007 年平均伸び率
国内消費	357.6	479.8	496.1	568.6	648.9	732.4	858.2	967.5	15.3
前年比伸び率 (%)	12.5	34.2	3.4	14.6	14.1	12.9	17.2	12.7	
国内生産	215.0	287.7	324.7	394.6	487.2	613.5	789.6	937.4	23.4
前年比伸び率 (%)	14.1	33.8	12.9	21.5	23.5	25.9	28.7	18.7	
純輸入＋在庫増減	142.6	192.1	171.4	174.0	161.7	118.9	68.6	30.1	
自給率 (%)	60.1	60.0	65.5	69.4	75.1	83.8	92.0	96.9	

(注)2007年は推定値。

(資料)経済産業省「世界の石油化学製品の今後の需給動向について」をもとに企業調査部(香港)作成

これに対し、5 大合成樹脂の中のもう1つの準汎用品に位置付けられ、高強度・高耐熱性といった特性から家電製品や自動車の部品原料としての利用が広がっているABS樹脂では、生産能力の増強が急ピッチで進められているものの、国内自給率は39.1%(2006年)にとどまっている(図表 13)。

図表 13：中国における ABS 樹脂の需給

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2000→2006 年平均伸び率
国内消費	178.6	180.7	213.9	269.7	296.7	313.3	327.4	n.a.	10.6
前年比伸び率 (%)	14.6	1.2	18.4	26.0	10.0	5.6	4.5	n.a.	
国内生産	34.4	41.0	52.1	92.8	102.0	116.0	127.8	n.a.	24.5
前年比伸び率 (%)	154.7	19.2	27.1	78.2	9.9	13.7	10.2	n.a.	
純輸入＋在庫増減	144.2	139.7	161.8	176.8	194.7	197.3	199.5	n.a.	
自給率 (%)	19.3	22.7	24.4	34.4	34.4	37.0	39.1	n.a.	

(資料)経済産業省「世界の石油化学製品の今後の需給動向について」をもとに企業調査部(香港)作成

また、5 大合成樹脂以外のニッチ品も国内自給率は総じて低水準。例えば、代表的なエンブレであるポリカーボネート、ポリアミド、ポリアセタールは、ABS 樹脂と同様、耐熱性や耐磨耗性に優れ、家電製品や自動車の部品原料としての需要が急拡大しているが、国内生産が追いつかず、正確な統計数値は見当たらないものの、国内自給率はポリアセタールで約 4 割、ポリカーボネートとポリアミドは 2 割程度にとどまっている模様である。

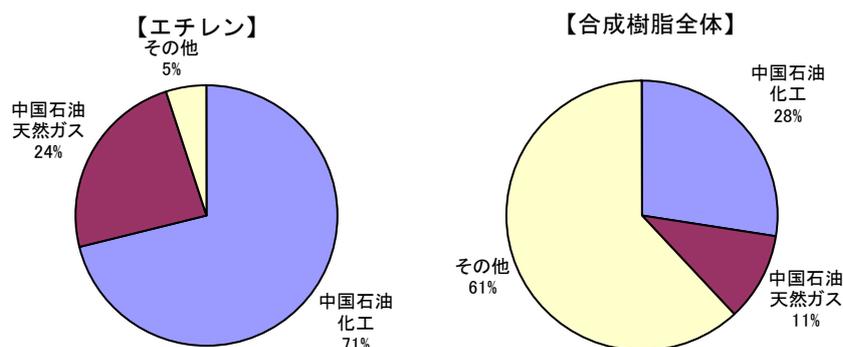
(2) 業界構造

◇全体としては中国石油化工と中国石油天然ガスの国有 2 大グループが圧倒シェア
～ただし品目によっては外資を含む民間企業が高いシェアを持つものも

中国の石油化学業界においては、中国石油化工集团公司 (SINOPEC) と中国石油天然ガス集团公司 (CNPC) の国有企業 2 大グループが圧倒的なプレゼンスを持つ。

石油精製および石油化学産業は、国の根幹を支える重要産業として、中国では長らく国营企業による運営がなされてきた。1998 年に中国政府は競争メカニズムの導入とそれによる国際競争力の向上を目的とした組織改革を行い、それまで陸上油田開発を独占的に手掛けてきた中国石油天然ガス総会社と、石油精製・石油化学事業を独占的に手掛けてきた中国石油化工総会社の資産を再配分するとともに、企業経営権を新会社 (中国石油天然ガス集团公司および中国石油化工集团公司) に譲渡し、それぞれが油田の探鉱・開発から石油精製・石油化学までを垂直的に手掛ける 2 大グループ体制に移行させた。その後、両グループは圧倒的な事業基盤と豊富な資金力を背景に、油田開発、パイプライン・石油コンビナートの建設、販売網の構築を優位に進め、業界内で主導的な立場を担ってきた。実際、中国国内 19 カ所のエチレンプラントのうち 18 カ所は外資との合弁事業も含めて両グループ傘下であり、両グループが中国の全エチレン生産量の 95% を占める (図表 14)。また、合成樹脂全体についても両グループの生産シェアは 39% に達する (同図表)。

図表 14：中国石油化工、中国石油天然ガスの生産シェア (エチレン、合成樹脂全体)



(資料)中国塑料加工工業協会「中国塑料工業年鑑」、経済産業省「世界の石油化学製品の今後の需給動向について」、中国石油化工・中国石油天然ガス発表資料をもとに企業調査部(香港)作成

ただし、品目別の状況を仔細にみると、①基礎原料および合成樹脂の汎用品分野と、②合成樹脂の準汎用品およびニッチ品分野で様相が大きく異なる。すなわち、前者においては中国石油化工と中国石油天然ガスの2大グループが圧倒的なシェアを握っているが、後者においては外資を含む民間企業が高いシェアを有している。

品目毎に石油化学メーカーの年産能力ランキングをみると、基礎原料のエチレンとプロピレン、また、5大合成樹脂のうち特に汎用性が高く、石油精製工程および基礎原料製造工程との一貫生産が行われることが多いポリエチレンとポリプロピレンに関しては、中国石油化工と中国石油天然ガスのグループ会社がほぼ上位を独占している(図表15)。

図表15: メーカー年産能力ランキング(エチレン、プロピレン、ポリエチレン、ポリプロピレン)
～網掛け部分は中国石油化工と中国石油天然ガスのグループ会社

【エチレン】 (単位: 万トン)

企業名	系列	年産能力
1 茂名石油化工	中国石油化工	100.0
2 上海石油化工	中国石油化工	93.0
3 上海賽科石油化工	中国石油化工/BP(英国)	90.0
4 中海油殼牌石油化工	中国海洋石油/シエル(英・蘭)	80.0
5 吉林化学工業	中国石油天然ガス	75.0
6 齊魯石油化工	中国石油化工	72.0
7 北京燕山石油化工	中国石油化工	71.0
8 揚子石油化工	中国石油化工	65.0

【プロピレン】 (単位: 万トン)

企業名	系列	年産能力
1 上海賽科石油化工	中国石油化工/BP(英国)	59.0
2 吉林化学工業	中国石油天然ガス	54.2
3 上海石油化工	中国石油化工	51.3
4 茂名石油化工	中国石油化工	51.0
5 中国石油化工	中国石油化工	50.0
6 中海油殼牌石油化工	中国海洋石油/シエル(英・蘭)	43.3
7 北京燕山石油化工	中国石油化工	39.2
8 齊魯石油化工	中国石油化工	37.4

【ポリエチレン】 (単位: 万トン)

企業名	系列	年産能力
1 茂名石油化工	中国石油化工	90.0
2 大慶石油化工	中国石油天然ガス	88.0
3 北京燕山石油化工	中国石油化工	76.0
4 蘭州化学工業	中国石油天然ガス	61.5
5 上海賽科石油化工	中国石油化工/BP(英国)	60.0
6 吉林化学工業	中国石油天然ガス	57.0
7 齊魯石油化工	中国石油化工	52.0
8 中海油殼牌石油化工	中国海洋石油/シエル(英・蘭)	45.0

【ポリプロピレン】 (単位: 万トン)

企業名	系列	年産能力
1 北京燕山石油化工	中国石油化工	55.5
2 蘭州化学工業	中国石油天然ガス	50.2
3 台湾塑膠工業	台湾プラスチック(台湾)	45.0
4 上海石油化工	中国石油化工	40.0
5 揚子石油化工	中国石油化工	40.0
6 大連石油化工	中国石油天然ガス	35.5
7 鎮海煉油化工	中国石油化工	30.1
8 大慶煉油化工	中国石油天然ガス	30.0

(資料)東西貿易通信社「中国の石油産業と石油化学工業」、新聞報道等をもとに企業調査部(香港)作成

これに対し、ポリスチレン、ABS樹脂、ポリ塩化ビニルに関しては、無錫興達泡塑新材料や滄州化工実業集団といった地場の民間企業や、LG 甬興化工(LG化学/韓国)、鎮江奇美化工(奇美実業/台湾)、台湾化学繊維(台湾プラスチック)などの外資系企業が上位にランクされている(図表16)。

図表 16 : メーカー一年産能力ランキング (ポリスチレン、ABS 樹脂、ポリ塩化ビニル)
～網掛け部分は中国石油化工と中国石油天然ガスのグループ会社

【ポリスチレン】 (単位: 万トン)

	企業名	系列	年産能力
1	無錫興達泡塑新材料	独立系	42.0
2	鎮江奇美化工	奇美実業(台湾)	40.0
3	道達爾石化(仏山)	TOTAL(仏国)	40.0
4	江陰潤華化工	独立系	35.5
5	上海賽科石油化工	中国石油化工/BP(英国)	30.0
6	江蘇嘉盛化学工業	独立系	30.0
7	雪佛龍菲利普斯化工(張家港)	Chevron(米国)	22.0
8	台湾化学纖維	台湾プラスチック(台湾)	20.0
8	台達化工(天津)	台達化学工業(台湾)	20.0

【ABS樹脂】 (単位: 万トン)

	企業名	系列	年産能力
1	LG甬興化工	LG化学(韓国)	45.0
2	鎮江奇美化工	奇美実業(台湾)	35.0
3	吉林化学工業公司	中国石油天然ガス	31.0
4	台湾化学纖維	台湾プラスチック(台湾)	30.0
5	鎮江国亨化学	国喬石油化学(台湾)	30.0
6	上海高橋石油化工	中国石油化工	22.3
7	新湖(常州)石油化工	新湖(韓国)	12.0
8	大慶石油化工	中国石油天然ガス	10.0

【ポリ塩化ビニル】 (単位: 万トン)

	企業名	系列	年産能力
1	滄州化工実業集団	独立系	104.0
2	齊魯石油化工	中国石油化工	68.0
3	山西陽泉煤業集団	独立系	50.0
4	常州化学工業	独立系	44.0
5	内蒙古億利	独立系	40.0
6	LG天津大沽化工	LG化学(韓国)	38.0
7	上海録鹼化工	独立系	37.0
8	天津大沽化工	独立系	35.9

(資料)東西貿易通信社「中国の石油産業と石油化学工業」、新聞報道等をもとに企業調査部(香港)作成

これは、輸入品との国際的な販売競争が激化し、コスト競争力の強化に向けた生産設備の大型化が課題となるなかで、資金力のある中国石油化工と中国石油天然ガスといえども、川上に当たる石油精製分野と基礎原料・汎用品製造分野への投資に集中せざるを得ず、準汎用品・ニッチ品製造分野における民間企業の参入余地が残されたためと考えられる。

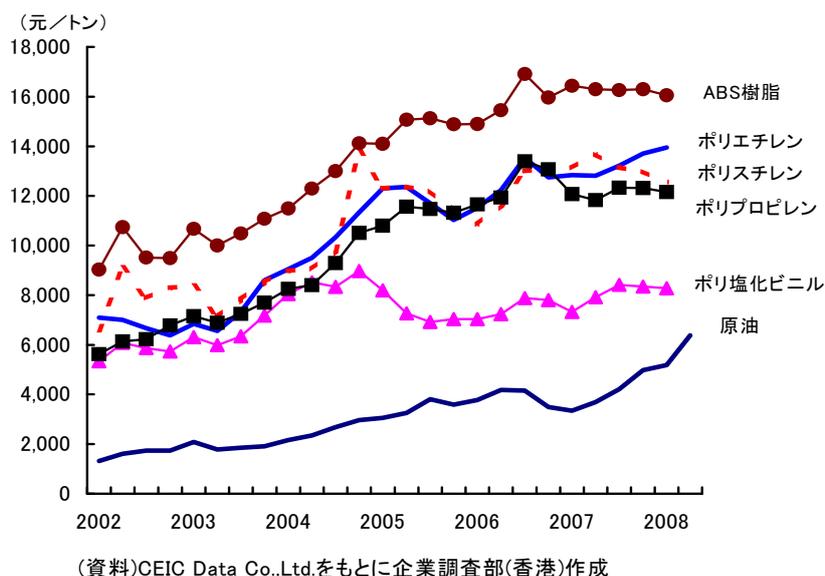
(3) 価格・収益状況

◇競争激化に伴いユーザーへのコスト上昇分のフル転嫁は困難に

中国における合成樹脂の価格推移をみると、ここ数年、原油価格の上昇が続いてきたにも関わらず、合成樹脂の価格は頭打ち感が強まっている。

5大合成樹脂の価格をみると、タイミングの前後はあれ、いずれも2005～2006年にピークを迎え、以後、横這いが精々の展開となっている(図表17)。これは、中国国内だけをみれば依然として供給不足の状態にあるものの、①中国の石油化学メーカーの生産能力拡充が進むなかで国内自給率が高まってきた一方、②海外の石油化学メーカーの生産能力増強が進み、それらからの輸出圧力が強まる方向にあったことから、国内外を合わせたグローバルでの需給緩和と競争激化が進み、原油価格の上昇分をユーザーにフル転嫁することが難しくなってきたことが主因と考えられる。とりわけ、既述の通りコスト競争力が強い中東の石油化学メーカーが輸出を伸ばし始めたことが大きく影響しているとみられる。

図表 17：原油と中国における5大合成樹脂の価格推移



その結果、中国の石油化学メーカーを巡る収益環境は厳しさを増しつつあるようだ。むろん、品目によって収益環境には差があるとみられる。例えば、5大合成樹脂のなかでも相対的に汎用性が低く、単位当たりの価格も高いABS樹脂（図表17）は、ポリエチレンやポリプロピレンに比べて厚いマージンを確保できている可能性が高い。さらに、総じてみればニッチ品になるほど供給過剰感が薄まり、石油化学メーカーの収益性も高まる状況にある。

しかし、5大合成樹脂が合成樹脂の国内消費量全体の7割を占めるなかで、全体としての石油化学メーカーのマージンが悪化傾向にあるのは間違いあるまい。実際、業界最大手である中国石油化工とその傘下企業である上海石油化工の石油化学事業の利益率をみると、事業の主体が基礎原料と汎用品であることも一因となって2004年以降一貫して下落、2007年には2004年のそれぞれ半分、3分の1の水準にまで低下している（図表18）。

図表 18：中国石油化工と上海石油化工の石油化学事業の利益率

(単位：%)

	2003	2004	2005	2006	2007
中国石油化工(石油化学事業)	11.2	↗ 20.6	↘ 14.2	↘ 11.9	↘ 10.8
上海石油化工(石油化学事業)	7.9	↗ 16.1	↘ 10.8	↘ 7.5	↘ 5.2

(資料)両社アニュアルレポートをもとに企業調査部(香港)作成

2. 今後の見通し

(1) 市場動向

◇合成樹脂需要は一段と拡大～供給不足分を海外からの輸入で賄う構図は不変

今後も中国における合成樹脂の需要は拡大が続こう。同時に石油化学メーカーの生産設備新設・増強の動きも活発化しようが、急ピッチでの需要拡大が続くなか、供給不足分を海外からの輸入品に依存する構図は不変とみられる。

まず、合成樹脂に対する需要は2桁近いピッチでの拡大が続こう。中国の経済成長率は、米国

景気の後退に伴う輸出鈍化の影響もあって2008年に入り減速感が強まっているが、所得環境の改善を背景とする内需拡大が支えとなり、2008年通年では10%前後、目先の2~3年についても年率8~9%の成長を維持できるとの見方が大勢を占めている。こうしたなかで合成樹脂に対する需要も、少なくとも経済成長率と同程度での拡大を続けるとみてよかろう。実際、経済産業省は、中国の合成樹脂（エチレン系+プロピレン系）の国内消費量が2007年から2010年にかけて平均年率10.0%のピッチで拡大すると予測している（図表19）。

図表19：中国の合成樹脂（エチレン系+プロピレン系）の国内消費量予測（経済産業省）

(単位:万トン)

	2007	2008	2009	2010	2007→2010 年平均伸び率
合計	3,322.0	3,585.3	3,917.0	4,415.9	10.0
前年比伸び率	15.4	7.9	9.3	12.7	
エチレン系合成樹脂	1,972.4	2,094.5	2,278.9	2,619.2	9.9
前年比伸び率	14.3	6.2	8.8	14.9	
プロピレン系合成樹脂	1,349.6	1,490.8	1,638.1	1,796.7	10.0
前年比伸び率	17.1	10.5	9.9	9.7	

(注)エチレン、プロピレン換算ベース。

(資料)経済産業省「世界の石油化学製品の今後の需給動向について」をもとに企業調査部(香港)作成

この間、石油化学メーカーによる生産能力の拡充が進もう。各社ではプラント建設・増設計画が目白押しで、経済産業省は、中国の合成樹脂（エチレン系+プロピレン系）の生産能力が2010年には2006年時点（2,009万トン）の1.7倍の3,481万トンに達するとみている。これにより国内自給率は70%に高まるが、需要自体が急増するなか、絶対量としての輸入量は2006年の1,190万トンから1,301万トンに拡大すると見通しとなっている（図表20）。

図表20：主な国・地域の合成樹脂（エチレン系+プロピレン系）の需給バランス予想（2010年）
（プラスは生産超過=輸出、マイナスは需要超過=輸入）

(単位:万トン)

	アジア						
	中国	日本	韓国	台湾	シンガポール	その他アジア	
合計	▲ 419.6	▲ 1,300.5	214.0	392.4	215.1	317.2	▲ 257.5
エチレン系合成樹脂	▲ 482.1	▲ 964.8	162.0	202.6	141.3	207.1	▲ 230.1
プロピレン系合成樹脂	62.5	▲ 335.7	52.0	189.8	73.8	110.1	▲ 27.4

	北米	西欧	中東	その他	世界合計
合計	273.9	▲ 354.2	1,965.0	▲ 557.4	907.5
エチレン系合成樹脂	230.4	▲ 244.4	1,609.1	▲ 508.9	604.1
プロピレン系合成樹脂	43.5	▲ 109.8	355.9	▲ 48.5	303.4

(注)エチレン、プロピレン換算ベース。

(資料)経済産業省「世界の石油化学製品の今後の需給動向について」をもとに企業調査部(香港)作成

(2) 事業環境

◇メーカー間の競争は一段と激化～実力如何で業績格差が拡大

ただし、中国の国内外の石油化学メーカーを巡る競争は一段と激化することになりそうだ。

上述の通り、中国国内だけをみれば依然として供給不足が続くものの、①中国の石油化学メーカーの生産能力拡充が進むなかで、合成樹脂の国内自給率が10%前後高まる可能性が高いこと、

②同時に海外の石油化学メーカーの生産能力増強が進み、それらからの輸出圧力も強まる恐れが強いことを勘案すれば、グローバルな需給緩和と競争激化が一段と進むのは間違いあるまい。

実際、経済産業省の予測によれば、世界全体の合成樹脂（エチレン系+プロピレン系）生産設備の稼働率は、2007年から2010年にかけて、エチレン系が85.3%から83.0%（▲2.3ポイント）、プロピレン系が91.0%から87.7%（▲3.3ポイント）にそれぞれ低下し、かつ世界合計の余剰生産量が2006年の492万トンから908万トンに拡大する見通しとなっている（図表5、図表20）。

なかでも石油化学メーカー各社にとっての脅威となるのが、高いコスト競争力を持つ中東の石油化学メーカーの輸出増加である。上述の経済産業省の予測では、中東諸国の合成樹脂（エチレン系+プロピレン系）の生産超過量（＝輸出量）は2006年の773万トンから2010年には1,965万トンへと一気に2.5倍に膨らむ見通しとなっている（図表5、図表20）。

中東の石油化学メーカーは、主にポリエチレン等の汎用品を中国向けに輸出し、シェアを伸ばしていくことが予想され、残されたパイを巡る中国国内の石油化学メーカーおよび中国向け輸出を手掛ける中東以外の国・地域の石油化学メーカーの競争が激しさを増すことになろう。

こうしたなか、足元でWTIが100ドル/バレルを切るなど原油価格が調整局面を迎えたことは、各社の収益にプラスに働く可能性がある。しかし、この先も中国・インドをはじめとする新興国の原油需要の拡大が見込まれること、その一方でOPEC等の産油国の増産余地が限られることなどを勘案すれば、原油価格はかつての30～40ドル/バレルといった水準には戻らず高止まりする可能性が高く、収益押し上げ効果があったとしても一時的なものにとどまりそうだ。

このため、特に中東からの輸出攻勢に晒されることになる中国国内の石油化学メーカーおよび中国向け輸出を手掛ける中東以外の国・地域の石油化学メーカーにおいては、短期的な収益改善に安穩とすることなく、今のうちから競争力強化に向けた対応を怠りなく進めていくことが肝要となろう。具体的には、①生産面のコスト競争力の強化と、②準汎用品・ニッチ品のウエイト拡大が重要なポイントになるとみられ、その巧拙によって各社の業績には明暗が分かれてきそうだ。

一般に汎用品分野は、品質面で他社との差異化を図るのが難しいことから、石油化学メーカーの競争優位性を分ける最大のポイントは「生産面のコスト競争力」となる。特に石油化学産業は装置産業的な性格が強いため、生産設備のスペック、すなわちプラントの生産規模や新鋭度が重要となる。この点、中国の石油化学メーカーのプラントをみると、ここ2、3年に建設された大型プラントが比較的多いとはいえ、1970～1980年代に建設された旧型設備や小型設備も散見され、これらの拡張やスクラップアンドビルドが課題となろう。

同時に、付加価値が高くマージンを確保しやすい準汎用品・ニッチ品のウエイトを拡大していくことも重要となる。歴史的に基本的な製造技術を日本や欧米のメーカーから導入してきた中国や韓国、台湾の石油化学メーカーが、準汎用品・ニッチ品のウエイトを拡大するのは必ずしも容易ではないとみられ、自助努力による研究開発投資を継続的に行うのはもちろん、日本や欧米など先行するメーカーとのアライアンスを模索することも選択肢の1つとなろう。

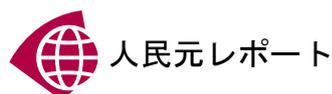
以上

(執筆者の連絡先)

㈱三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 王 浩（日本語可）

住所：6F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL：852-2249-3031 FAX：852-2521-8541 Email：hao_wang@hk.mufg.jp



中国市場に忍び寄る危機

三菱東京UFJ銀行(中国)
市場業務部
為替資金課長
田中 裕公

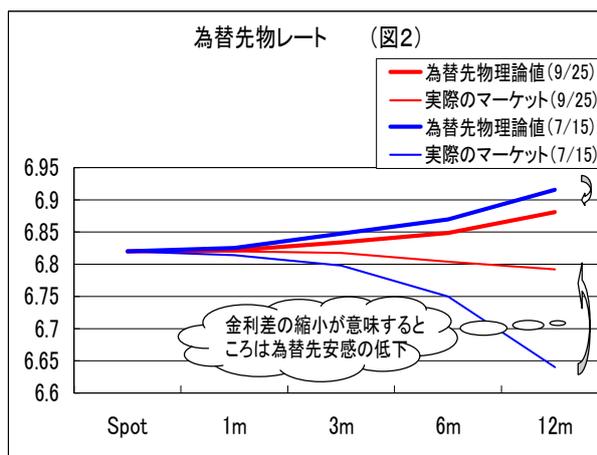
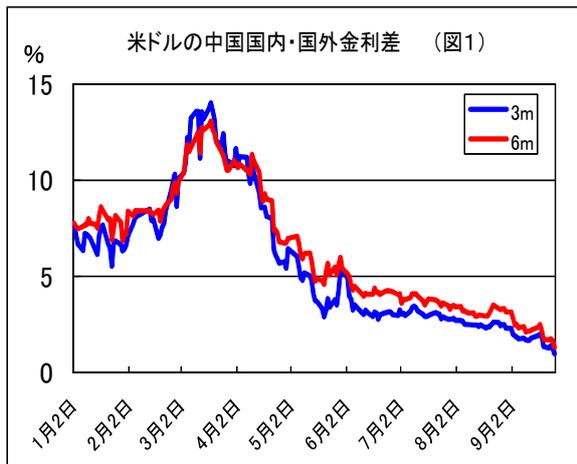
2008年9月15日人民銀行は利下げを実施。1年以内の貸出金利を0.27%引き下げ一方五大銀行及び郵便貯金銀行を除く銀行の預金準備金を同月25日から1%引き下げることを発表した。引下げは6年7ヵ月ぶりに行われたが、これは前日米国第4位の証券会社リーマン・ブラザーズ証券が経営破綻をしたことから、国内にその余波が広がるのを防ぐためであると見られる。しかし、なぜ今これほどまでに敏感に反応せざるを得ないのかその理由を考えてみたい。

項目	調整前利率	調整後利率	調整差	
貸出各項	6ヶ月迄	6.57	6.21	-0.36
	6ヶ月超1年迄	7.47	7.20	-0.27
	1年超3年迄	7.56	7.29	-0.27
	3年超5年迄	7.74	7.56	-0.18
	5年超	7.83	7.74	-0.09
個人住宅	5年迄	4.77	4.59	-0.18
積立金貸出	5年超	5.22	5.13	-0.09
●人民元預金準備率引下げの内容(2008年9月25日実施)				
預金準備率	注①	17.5	16.5	-1.00
引下げ	注②	17.5	15.5	-2.00
注①:5大銀行(工商・農業・中国・建設・交通)及び郵政貯蓄銀行を除く金融機関 注②:四川大地震被災地区所在金融機関				

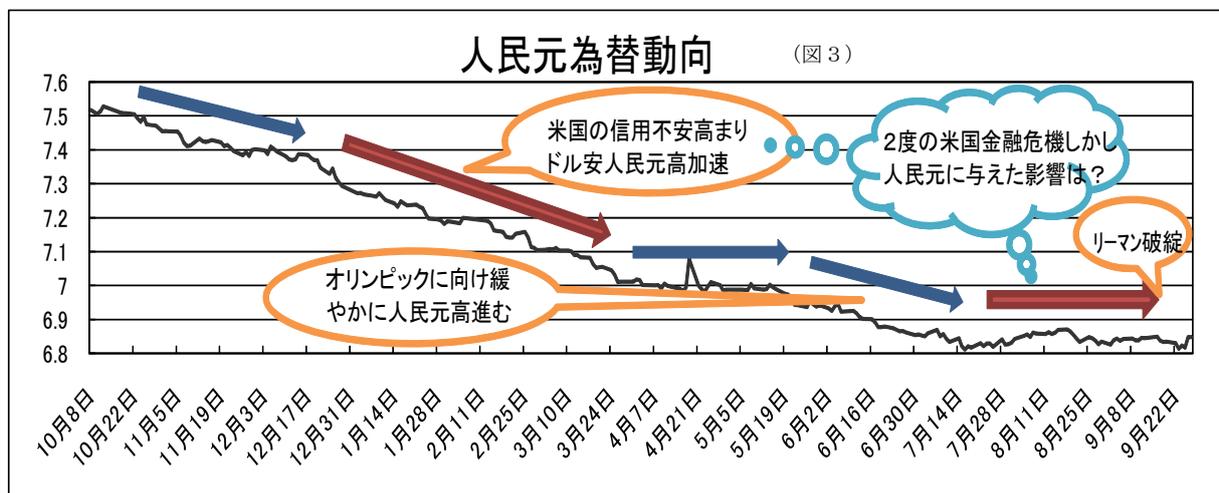
項目	調整前利率	調整後利率	調整差		
預金各項	流動性預金	0.72	0.72	0.00	
	定期預金	3ヶ月迄	3.33	3.15	-0.18
		3ヶ月超6ヶ月迄	3.78	3.51	-0.27
		6ヶ月超1年迄	4.14	3.87	-0.27
		1年超3年迄	4.68	4.41	-0.27
		3年超5年迄	5.40	5.13	-0.27
5年超	5.85	5.58	-0.27		
貸出各項	6ヶ月迄	6.21	6.12	-0.09	
	6ヶ月超1年迄	7.20	6.93	-0.27	
	1年超3年迄	7.29	7.02	-0.27	
	3年超5年迄	7.56	7.29	-0.27	
	5年超	7.74	7.47	-0.27	
個人住宅	5年迄	4.59	4.32	-0.27	
積立金貸出	5年超	5.13	4.86	-0.27	
●人民元預金準備率引下げの内容(2008年10月15日実施)					
預金準備率	注①	16.5	16.0	-0.50	
引下げ	注②	15.5	15.0	-0.50	
	注③	17.5	17.0	-0.50	
注①:5大銀行(工商・農業・中国・建設・交通)及び郵政貯蓄銀行を除く金融機関 注②:四川大地震被災地区所在金融機関 注③:5大銀行(工商・農業・中国・建設・交通)及び郵政貯蓄銀行					

(注) その後10月8日、人民銀行は貸出金利の再引き下げ(6ヶ月超1年迄:-0.27%)、預金金利の引き下げ(1年:-0.27%)及び全金融機関の預金準備率の引き下げ(-0.5%)を発表。貸出、預金の利下げは2008年10月9日、預金準備率の引き下げは2008年10月15日より実施。

今年3月中旬、米国第5位の証券会社ベアスターズ証券が経営破綻にまで至った時は、その兆しが昨年末より米国政府系住宅ローン保証会社の証券価格が急落するという形で台頭していた。2月後半には世界中でドル先安観が進み、国内でもドルを売る動きが強まりドル安元高が急速に進んだ。これが国内のドル金利高を招く原因となった。3月国内外のドル金利差は急速に拡大、図1の通り一時は3ヵ月物で10%にも及ぶ時期もあった。しかしこの傾向は現在、ほぼ落ち着き金利差はなくなりつつある。中国には国外から外貨を調達するには制限があり、インフレ抑制のためにも4月初旬に、1年以内の短期調達可能額を3月末対比6月末までに15%引き下げることが求められたことも金利差拡大に拍車をかけた。



金利裁定が働く自由な市場環境であれば為替の直先のレート差は金利差で決まる。通常金利が米国金利より高い国の為替レートは図2の通り理論的には期日が先のレートの方が高くなる。しかし、市場参加者が限られていることや金利ヘッジ商品が限られていることから裁定が効かず、人民元高が恒常化している中国ではできるだけ早いうちにドルを売り、先日付けで人民元を手当てする動きが強まるのは当たり前といえる。一方でこれは、銀行間市場では2営業日後にドルを買い、期日が先でドルを売る動きとなり、結果的にドルを調達する動きと同一であることから、国内外のドル金利差拡大という事態を招いた。しかしながら、4月以降人民元為替は7の大台を割ったところで一旦ドルを売り急ぐ動きが落ち着きを見せたことや、7月中旬に新外為規制により輸出代金決済を厳格に管理することでホットマネーの流入が制限されたことで、ドル安地合いは一服、図3の通り6.8~6.9の狭い範囲でのみみ合いが続いている。国内外金利差もこれに伴い縮小している。

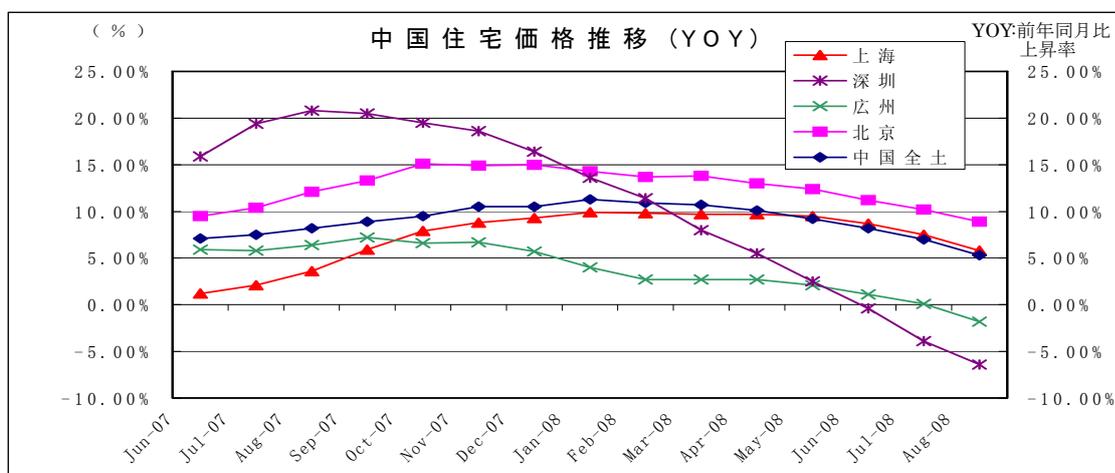


一方、リーマン・ブラザーズ証券が経営破綻した時は、海外市場ではドル安が進み、人民元市場でも連日人民銀行が発表する仲値はドル安元高で発表されたが、市場はその後連日仲値よりドル高元安での推移が続いた。市場参加者の見方は、概ね年末まで現状水準のまま推移すると見る向きが大勢を占め始めたが、一部にはドル高元安を見る向きも出てきている。もし国内のドル安・元高が逆流すればどうなるのであろうか。今まで市場介入によりドルを買い続け運用してきた動きが逆になる。国家外貨管理局は市場介入によりドルを売ることを迫られることから米国債を売

却し資金を調達せざるを得なくなる。また、売却に伴い国内市場から人民元を吸収することから、人民元金利の上昇にも繋がる。為替レート及び為替先物レート動向がキーポイントとなろう。また米国にとってもこの状況での米国債の下落は、なんとか避けたいシナリオである。

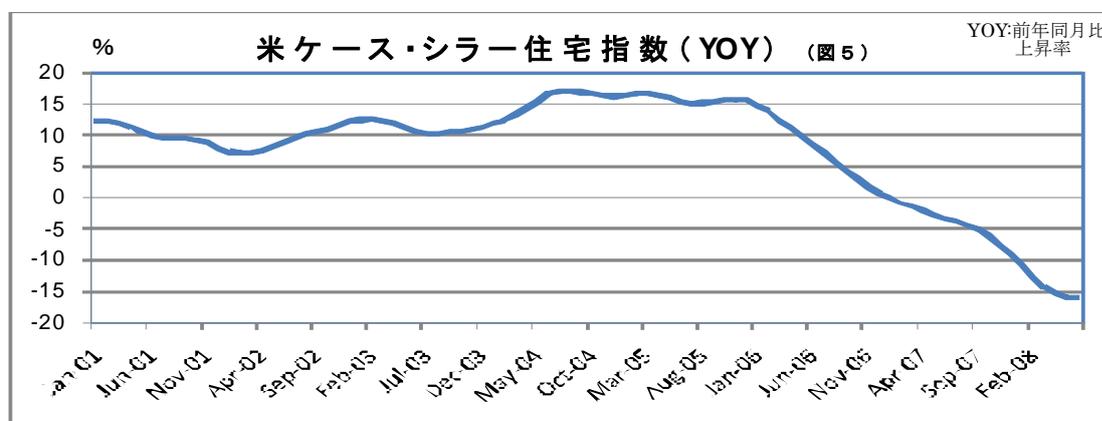
国内でドルを買い戻す動きが強まるかどうかは中国国内の景気動向に目を向ける必要がある。2008年第一四半期の輸出は新興国向けに支えられて前年同月比21%の伸びを記録したものの、米国向けは急速に鈍化し伸び率はゼロとなった。欧州向けも微増に留まった。第一四半期のGDP成長率も2007年の11.9%から10.6%に鈍化、先頃政府は、2008年の成長率を9%台との見方を示した。華南地区では工場の閉鎖が相次いでいることや紡績関連についても全国規模で大きな打撃が出ていると報告されている。8月に政府は中小企業貸出を伸ばすよう指示、紡績業に対する輸出増値税還付も11%から13%に引き上げ刺激策を打ち出した。さらに、株価動向も気がかりである。昨年6,000の大台乗せを演じた上海総合株価指数は一気に下落に転じリーマン破綻のニュースを受け1,900を割れる動きとなった。昨年5月中国では株式口座数が一億口座を突破し、その30%近くが2007年上半期に開設されたものであった。こうした投資家は株式の上昇に魅せられて投資に臨む、大半が株式を全く知らない個人投資家で、中には借金までして投資をする人も多いと聞く。このような人々が株式の急落時に損を覚悟で売り切る人は少なく、反発するのを待つのが常となる。このようなバブル的様相を呈した株価は低迷を続けることが多い。こうした人々の不満が政府に向けられる可能性は多分にある。

株価と並んで気がかりなのは住宅価格である。景気後退が深刻になるかどうかは、過去日本や米国などで経験しているように不動産バブルの崩壊が引き金になる。昨年9月の住宅ローン政策（2件目以後の購入に際しては頭金の比率を30%から40%に引き上げた）が打ち出されたことから、年後半には不動産取引量の低下や価格上昇率の下落基調となった。今年2月に中国人民銀行上海本部の胡平西副主任が不動産融資に対して厳格な管理を続ける旨を発表したことで銀行も融資が難しくなっている。サブプライムローンによる世界的な景気減速の懸念と信用縮小の影響から、株式市場が低迷、デベロッパーは開発資金の回収を急ぐあまり、販売価格を下げざるを得ないことにより、不動産価格の上昇率の鈍化が図のように続いている。また株の下落に歯止めがかからないことも不動産購入者の消極的な態度に繋がっている。



出所：全国發展改革委員会

不動産価格の下落は、更に銀行融資を一段と引き締めることに繋がり、結局本格的な市場の低迷に繋がる可能性がある。下落相場は始まったばかりである。図5は米国の住宅指数の年率推移で直近は大きく下落し回復の余地が見えない状況が続いている。



出所：ブルームバーグデータより作成

見てきたように、前回ベアスターンズ証券が経営破綻した時と、今回のリーマン・ブラザーズ証券が経営破綻した時では、国内の状況は全く変わっている。今後国内の流動性が引き締められ資金が調達しにくくなるようになれば、一段と景気の低迷に拍車がかかる恐れがあり、これは為替及び為替先物動向を見ればわかる。流動性が引き締められた場合、米国のように住宅市場の低迷が一段と増し、過去貸し出してきた住宅融資は不良債権として焦げ付く恐れが高い。今後の市場動向は為替動向が鍵を握っているといっても過言ではない。中国当局はその違いを敏感に感じ、今回の利下げに踏み切った可能性が高い。

以上

(2008年9月25日)

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行(中国)市場業務部

E-mail: hirokuni_tanaka@cn.mufg.jp

TEL: +86-(021)-6888-1666 (内線)2940



経営戦略: 中国ビジネス再構築～事業戦略・計画の再策定(つづき)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(上海) 有限公司
戦略コンサルティング
シニアコンサルタント
窪寺 暁

前回は、中国ビジネス再構築の際の情報収集・分析の際の留意点を述べたが、本稿では事業戦略・計画策定の際の留意点を述べたい。

中国における、事業戦略・計画の策定といっても、その作業プロセスそのものは大筋では日本でのものと変わらない。そのため、本稿では特に中国ビジネス再構築に必要な視点・手法を中心に述べたい。

1. 基本は日本国内と同じ『集中と選択』

環境悪化時の戦略再策定であるので、基本的には日本企業が90年代に経験してきた集中と選択を行うことになるだろう。内容については、業種・経営状況ごとに異なるので詳細は記述しないが、基本的な方向性は下記のようなものになるだろう。

生産サイドのリストラクチャリングであれば、生産基地として存在価値があるか無いか? という判断で取捨選択を行うこととなる。基本的には個別事業の採算性による判断になるが、ベトナムや内陸地への移転など代替案との比較の上で決定されることになる。

一方販売サイドでは、複数事業で進出している企業の場合は、どの事業を捨て、どの事業に絞り込むか、単独事業の場合は、追加投資か撤退か(その単独事業の中でどの商品・サービスを強く打ち出していかもあり得る)という判断が念頭に置かれる。販売サイドの場合は、個別の採算性に加え、クロスセル・アップセル(分野を超えた商品の販売・同一分野内の上位商品の販売)によるシナジーというやや曖昧な条件の定量化が必要なため、分析・判断もやや複雑化するだろう。

上記のような状況ではあるが、極シンプルに考えると下記の2点となるということだろう。

- ✓ 現在、将来を見据えた上で、儲かる事業は残し、儲からない事業は終了する。
- ✓ 事業間のシナジーを考え、大して儲からなくても意義のある事業は救い上げる。

2. 将来を計測するバリュエーション

将来を見据えて、儲かる儲からないを判断するためには、その事業の価値を計算することが必要になってくる。

現在の収益状況は、各社の決算状況・内部の管理会計データから把握することは容易であるが、将来の利益を計測することは難しい。特に、分析用データが不十分である中国ビジネスにおいては、プロフォルマ(将来計画)が曖昧になる傾向が強い。

しかも、プロフォルマでは、単純に売上が現状の○%増で伸びるというような単線シナリオでは意味が無い。後述するような戦略オプションを時間を掛けて検討した上で『あり得そうな』ストーリーを描くことが必要である。逆に増加率から計画を立てると、結果として強気計画が設定

できないことになりかねないので、筆者としてはお勧めしない。周囲から実現性を問われたときに反論できなくなるので、結局中庸な数値しか出せなくなってしまうからである。

逆に、計算式のほうはシンプルにすることをお勧めしたい。評価する数値は、本社で使用しているものがあれば援用してよいが、操作性を考えよりシンプルな計算式にするなどの調整が必要になるだろう。

もし、特に決まったものがなければ、『売上・フリーキャッシュフロー』といった絶対数値と、『ROIC(投下資本利益率)・IRR(内部投資利益率)』など比率数値の両方からいくつかを選ぶ形が、バランスが良い選択だと思う。また、網羅的な性質を持つEVA(経済付加価値:スターンシュチュアート社が開発した指標)でも良いだろう。(ちなみに、中国では金融面のレギュレーションが複雑で、経済原則に則って自由に資本・借入比率を設定することができないため、指標の性質に応じ数値調整を行うことも必要だろう。)

なお、将来の価値も含めて数値化するので当然だが、上記数値のうち必要なものにつき、未来の合計金額を現在価値に割引くことである。この際も細かい割引率にこだわるのではなく、中国のGDP成長率予想と合わせ、ざっくり10%という程度でも良いだろう。

計算式内の変数の微妙な設定の差など、どの道プロフォルマの変化の大きさにかき消されるので、あまり細々議論する必要は無いと思う。まずは計算し、比較を行ってみることが必要である。

3. 環境を動的に捉える

日本での計画策定と異なることのひとつは、外部環境の変化を単線的に捉えないことである。中国では動きが早いため、外部環境を静的に捕らえるのではなく、流動的に捉えることは必要であるが、その変化は今までの延長線上に無い可能性を含めて、分析・検討することが必要となる。

設定すべき条件としては、通貨・労働コストなどが3年で30%上がっても利益が出るか? M&Aなどにより競合が一気に集約化しても自社の競争力は保てるか? 政策の大きな変更があっても事業継続は可能か? など、相当大胆な仮説設定が必要である。また、ライバル企業も、よく見知った行動パターンを取る日本企業ではなく、中国系・欧米系企業や、あるいは隣接する他業態ということも大いにあり得る。そのため、ライバル企業による価格破壊型商品の出現による単価の下落や、最新商品・サービスの投入による自社商品の陳腐化なども念頭においておく必要がある。

この点、余裕がある企業なら頭も回るのだが、現状でもぎりぎりのビジネスを行っている場合、無意識のうちに『臭いものにはふた』的な思考に陥り、変化の兆候を計画策定段階では無視してしまうことも多いので、意識的に思考を広げていくことが必要だろう。

4. 大胆な戦略オプションを設定する

上記のように、大きな変化を考えた場合は、自社戦略も改善的努力だけでは対応できない。社内コンセンサスを得やすいほどほどのチャレンジではなく、経営トップが目をもくような大胆な、しかし合理性のあるオプションを中国ビジネスの現場から提案したいところだ。たとえば、M&Aによる中国同業の買収や、日本でのライバルである日系企業とのコラボレーション、通常日本企業が狙わないターゲット(内陸部や、低所得者など)への販売など、今までの流れとは断絶したオプションを用意しておきたい。

戦略オプションを複数設定すると、現状の環境・社内資源で実現できそうな漸進的な案(落としどころとも言う)を入れておくことが計画策定者の常であるが、そうすると日本ビジネスになれた取締役会・経営会議では、すぐに中庸な案が採択されてしまう可能性が高い。まずは大胆な案を複数用意して、社内で議論を起し、中国に投入できるヒト・モノ・カネ・時間を最大限引

き出すことが必要だと考える。

また、これは社内対策戦術ということにとどまらず、実利としての意味もある。実際、これだけ変化の早い中国では、現時点で考えて実現性が高そうに見えるシナリオがその通りに動いていくことは稀であり、逆に実現性が低い案であるというのが実際だろう。

また、自社のケイパビリティそのものについても、現状のものが変わらないという前提ではなく、現状の強みに何を付加できるか？ という発想を持つことが必要である。日本でも M&A 経験が足りないから中国ではなおさら難しい、と捉えるのではなく、こちらで小型案件を1件行えばノウハウは蓄積されるはずだ、程度の気持ちで考えて欲しい。必要ならば外部人材を採用したり、各種プロフェッショナルファームに支援してもらうことも可能である。そもそも日本での強みが中国でストレートに活かせないことなどいくらもあるので、ある意味横一線である。臆さないうで新しいアクションを興して欲しい。

また、これはビジネスを生業と捉える日本企業にはマインド的に難しいが、成功シナリオに乗った場合でも、エグジット(投資引き揚げ)を選択肢に入れておくことも必要だろう。事業は好調だが、業界の成長率が鈍る、事業が巨大・複雑になりすぎ自社のハンドリング限界を超える、などが想定される場合は、最も高い売り時で利益を確定させるというプランも必要だろう。

5. 最後は企業の『本気力』

あまり精神的なことはいいたくないのだが、こと中国ビジネスに関しては、現地法人・本社がいかにか真剣に、熱心に行うか、ということが最大の問題だろう。もちろん、皆さんまじめに仕事をしているのだが、こと中国戦略については、自ら本当に腹に落ちているかということ、どうもそうでもないだろう。日常業務に追われてゆっくり考える暇もないまま数値だけを入れ替える、会議を通すことを優先した尖ったところのないアイデアばかり、任期切れまで大きな変化を盛り込まない……、筆者もメーカーで事業計画策定にかかわってきたので、計画編成業務の面倒くさは良く分かる。ただ、リスクなくしてリターン無し、魂こめずに実現無しだ。やはり最後は『本気力』に帰着するのかな、と最近考えること多しである。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(上海)有限公司 (三菱日聯諮詢(上海)有限公司)

所在地：〒200120 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大廈 2301 室

TEL：86-21-5888-3590 FAX：86-21-5047-2180

税務会計：中国の会計・税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

会計、税務について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

◆会計 (担当：小鯛ゆかり)

Question：

今年度、新労働法が施行されましたが、この法律に基づき今年度末の決算では経済補償金の引当金を計上すべきでしょうか。

Answer：

中国では、2008年1月1日より新しく「労働契約法」が施行されました。この中で、経済補償金の支給要件が従来の法律より拡大されました。詳細な支給要件は同法をご参照願いますが、ここでは会計上の取り扱いについて簡単にご説明いたします。

今回の法改正により、確かに従来より支給要件は広がりましたが、日本の退職金給付制度のように、免職等の異常なケースを除き必ず支給が必要な制度となっているわけではありません。従業員が自主的に退職する場合や、定年により退職する場合等は企業側に経済補償金の支給義務は設けられていません。従って、日本の退職給付会計制度に類似するような新たな引当金は不要です。

(なお、当然のことながら、企業側からの免職等、従業員に対して、経済補償金を支給しなければならない事象が発生した場合には、当該費用に関する未払計上が必要なことは言うまでもありません。)

経済補償金の引当計上については、通常の会計基準と同様の基準で検討が必要です。中国新企業会計基準では、引当金計上の際には

- －当該義務が、企業が引き受けた現在の義務である。
- －当該義務の履行が企業から経済的利益の流出をもたらす可能性が高い。
- －当該義務の金額を信頼性をもって測定できる。

という要件を全て満たす必要があります。よって、引当計上が想定される具体的なケースとしては、人員整理等が考えられます。より詳細な判断基準として国際財務報告基準では以下の2点を引当金計上のための要件として定めておりますので、ご参考として下さい。

- －企業が少なくとも下記の項目を認識することができる詳細な公式計画を有していること。
対象事業、影響を受ける主な事業所、退職保障を受けることとなる従業員の勤務地・職種・およその人数、支払負担額、計画の実施時期
- －企業がリストラクチャリングの実施を開始することで、また影響を受ける人々に主要な部分を公表することによって、リストラクチャリングの実行が予想されること。

◆税務 (担当：後藤 洋一)

Question :

親子会社間のサービス提供に関する企業所得税処理について教えてください。

Answer :

旧「外商投資企業及び外国企業所得税法」と旧「企業所得税法」の統合として、今年1月1日より実施された新企業所得税法及びその実施細則により、外資企業及び内資企業における収入確定、費用の損金算入、優遇税制などの各方面の税務処理が統一、更新されました。また、管理費、同一企業内の営業機構間（例えば中国現地法人の本支店間、或いは、中国現地法人の支店間）における賃貸料及びロイヤリティー、並びに非金融会社における営業機構間で支払われる利息等の費用支払いは一切損金算入できない、と規定されています。

先日、国家税務総局により《国家税務総局による親子会社間のサービス提供に関する企業所得税処理の通知》(国税発[2008]86号、以下「86号」と略す)が公布され、これにより、中国で独立法人関係にある親子会社間のサービス提供に関する企業所得税処理が更に明確化され、新企業所得税法第四十一条の関連会社間コストシェアリングについても解釈されています。

次に、当該通達に係る検討を行ないます。

価格設定

86号規定に基づくと、親会社が子会社へ様々なサービスを提供し、費用が発生する場合、独立企業間取引価格の原則で価格を設定し、企業の日常労務費用として税務処理する必要があります。独立企業間取引価格の原則に従わない場合、税務機関は調整処理を行なうことができます。

新企業所得税法において、「特別納税調整」が新しく規定されています。このことから関連会社間取引を新企業所得税制の重点の一つと見ることができます。親子会社間のサービス提供が関連会社間取引であり、価格設定が独立企業間取引価格の原則と異なる場合、税務機関に質疑される可能性があります。

契約締結

当該通達によると、親会社が子会社へサービスの提供を行なう場合、サービス内容、価格設定及び金額等を明確に規定したサービス契約の締結が必要です。当該契約に基づくサービスフィーを、親会社が営業収入として申告納税し、子会社が費用として損金算入することが規定されています。

多数の類似サービス提供

86号に基づき、親会社が複数の子会社に類似のサービス提供を行なう場合、項目別にサービス契約を締結し、サービス費用を請求することができます。若しくは、コストシェアリング方式も採用できます。即ち、親会社が各子会社とサービス費用のシェアリング契約を締結し、親会社が子会社へのサービス提供で発生した実際費用に一定の利益を加え、各子会社に請求するサービスフ

ィー総額を計算します。また、新企業所得税法の規定に基づき、サービスフィーを各子会社（赤字企業、黒字企業及び減免税優遇を享受する企業を含む）間で合理的に按分します。当内容によりグループ内のサービス提供及びコストシェアリングについて一定の方向性が明確化されています。

管理費用

新企業所得税法の内容と同じく、親会社が「管理費」形式で徴収した費用については、子会社において損金算入ができません。

税務控除

子会社が親会社に支払うサービス費用を損金算入項目として申告するには、所轄税務機関に親会社とのサービス契約などの損金算入に係る関連資料を提出する必要があります。提出できない場合は、当該サービス費用を損金算入することができません。当該内容は、上記の「契約締結」の内容と一致しています。通常、税務機関がサービス契約にあるサービス内容、価格設定方法及び金額などについて審査を行い、損金算入の合理性及び金額の正確性を確認します。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

プライスウォーターハウスクーパース中国

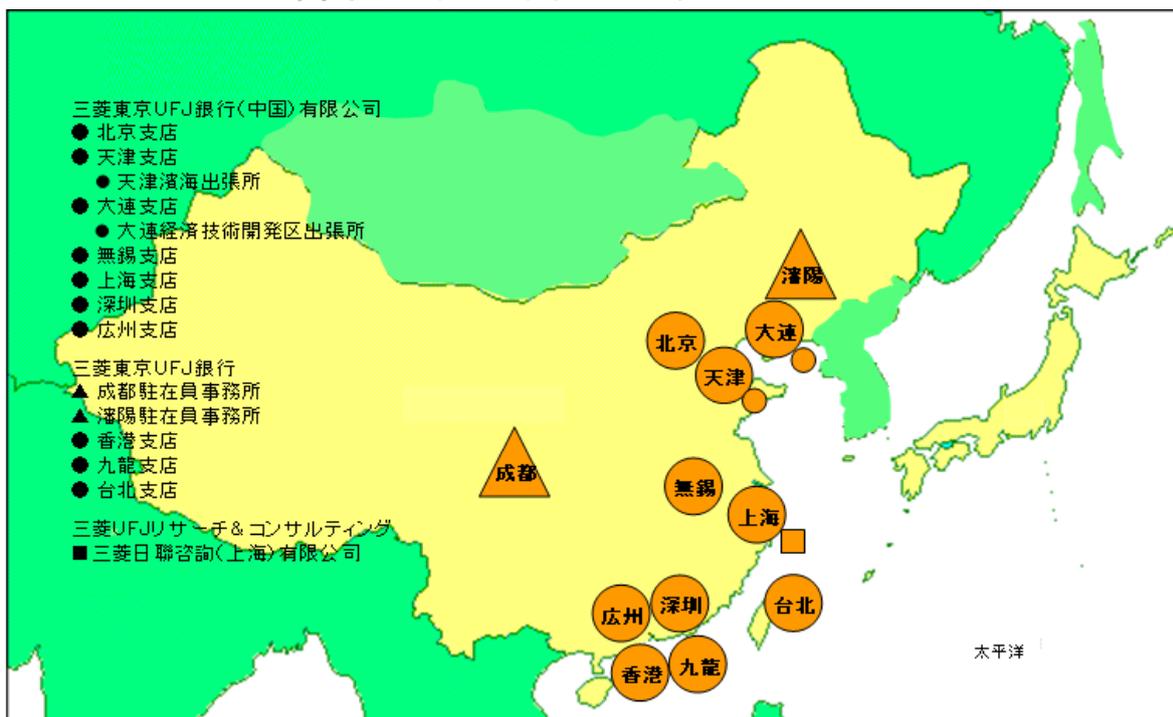
中国日系業務担当パートナー 齊藤剛

中国上海市湖滨路 202 号普華永道中心 11 楼

Tel : 86+21-23238888 Fax : 86+21-23238800



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2樓	86-10-6590-8888
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津国際大廈21樓 天津市天津經濟技術開發区第三大街51号 濱海金融街西区2号樓A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連經濟技術開發区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11樓 大連市大連經濟技術開發区金馬路138号 古耕国際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	江蘇省無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10樓	86-510-8521-1818
上海支店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯豐大廈20階	86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市羅湖区建設路2022号 深圳国際金融大廈16樓	86-755-8222-3060
広州支店	広東省広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688

三菱東京UFJ銀行

成都駐在員事務所	四川省成都市總府街31号 成都總府皇冠假日酒店(ホテイイカウツラサ)2617号室	86-28-8674-5575
瀋陽駐在員事務所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方園大廈7階705号	86-24-2250-5599
香港支店	8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

三菱日聯諮詢(上海)有限公司	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯豐大廈23階	86-21-5888-3590
----------------	---------------------------	-----------------

【本邦におけるご照会先】

国際業務部 中国業務支援室

東京：03-5252-1648（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0944（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 中国グループ 情報開発チーム

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。